

令和5年第4回 飯塚市議会会議録第4号

令和5年6月28日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第9日 6月28日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。11番 川上直喜議員に発言を許します。

11番 川上直喜議員に申し上げます。個別業者に関する質問通告があっておりますが、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第1は、「肥料・飼料・燃料の高騰と農業者の支援について」です。我が国は、化学肥料の原料のほとんどを輸入に頼っており、国際情勢の影響を受けやすい状況にあります。これらの高騰によって、現在、農業経営は大変です。

1点目は、現状について伺います。飯塚市には、農業者や農業団体からどういう要望が届いていますか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

本市に対する要望といたしましては、昨年、令和4年7月に福岡嘉穂農政連と福岡嘉穂農業協同組合の連名により、生産資材の高騰等に対する要請がなされております。その内容としましては、生産資材高騰対策として、1つ目が、肥料購入における農家負担の軽減に向けた支援、2つ目が、施設園芸の省エネルギー化や生産、利用拡大に向けた支援、3つ目に、飼料価格高騰に伴う畜産経営に向けた支援を要請するというものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これに対して飯塚市がどういう対応をしているかということをお尋ねします。まず、1点目はどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

1点目の肥料価格の高騰に対する支援策につきましては、肥料価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う販売農家に対しまして、肥料コスト上昇分の70%を国が、15%を福岡県が上乘せして交付しております。このような国・県の支援制度がございましたので、市独自の支援策としては実施をいたしておりません。

しかし一方で、肥料価格の高騰の影響を緩和しまして、農業経営を継続していくためには、化学肥料の使用量が少ない栽培体系への転換を進めていくことも重要となりますので、肥料コストの抑制対策として、国の環境保全型農業直接支援対策事業を活用しまして、市内農業者の化学肥料削減の取組を支援いたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、2点目について伺います。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

2点目の、施設園芸の省エネルギー化等の支援につきましては、国による施設園芸等燃料価格高騰対策事業において、計画的に省エネルギー対策に取り組む産地を対象に、燃料価格の上昇に応じて補填金を交付しており、このような国の支援制度がございましたので、市独自の支援策としては実施をいたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3点目はどうですか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

3点目の、飼料価格高騰に対する支援につきましては、これも国の飼料価格高騰緊急対策による生産者への補填金の交付や、福岡県による飼料代の上昇分の2分の1を助成する支援制度がございましたので、市独自の支援策としては実施をいたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

農産物は国民の共有財産であり、適正な価格で提供される仕組みになっています。農業者一人一人は価格転嫁などによって解決することは簡単ではありません。そこで国の責任があるわけです。少し今お話もありましたが、その支援策を紹介してください。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

まず、国の支援制度についてお答えいたします。肥料価格の高騰対策である肥料価格高騰対策事業につきましては、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料低減の取組を2つ以上行う販売農家の肥料費を支援するもので、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象となっております。支援内容としましては、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その70%を支援金として交付するものでございます。

施設園芸における燃料価格高騰対策である施設園芸等燃料価格高騰対策事業につきましては、

3年間でA重油や灯油などの燃料使用量を15%以上削減に取り組む施設園芸農家3戸以上、または農業従事者5名以上で構成する農業団体等を対象とするもので、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に国から補填金が交付されるものでございます。

飼料価格の高騰対策である配合飼料価格高騰緊急特別対策につきましては、生産コスト削減等に取り組む生産者に対し、令和4年度第3四半期、令和4年10月から12月に配合飼料1トン当たり6750円を、令和4年度第4四半期、令和5年1月から3月に配合飼料1トン当たり8500円を補填するものでございます。

同じく飼料価格の高騰対策である国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策につきましては、生産コスト削減等に取り組む酪農経営に対し、購入粗飼料等のコスト上昇分の一部に対する補填金として、北海道では1頭当たり7200円、都道府県では1頭当たり1万円を交付するものです。

次に、福岡県の支援制度についてお答えいたします。肥料価格の高騰対策として、福岡県化学肥料低減対策事業がございまして、本事業は、化学肥料低減の取組を3つ以上行う場合に、先ほどご説明した国の肥料価格高騰対策事業70%の支援に、15%を県独自で上乗せ支援するもので、国と県の支援により前年度から肥料費増額分の85%を支援するものです。

飼料価格の高騰対策である福岡県飼料高騰緊急対策事業につきましては、令和4年7月から令和5年3月までに畜産農家が購入した飼料代を対象に、飼料代の上昇分の2分の1を県独自で支援するものでございます。

出荷資材の高騰対策として、福岡県出荷資材高騰対策事業につきましては、出荷資材低減の取組やワンヘルズ認証を取得する農林漁業者に対し、令和5年4月から令和6年3月までの出荷資材経費を対象に、資材上昇分の一部を助成するものでございます。以上でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市における実績をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

先に、国の支援制度についてお答えいたします。肥料価格高騰対策事業につきましては、福岡県の上乗せ支援も合わせまして、延べ969名の販売農家が申請をされております。延べ人数となっておりますのは、昨年6月以降、申請機会が複数回あったためでございます。本事業は本年7月までの申請受付となっておりますので、現時点で支援から漏れている方はおられないと考えております。支援額については、国から価格上昇分の70%、県が15%の合計85%を支援しております。

次に、施設園芸等燃料価格高騰対策事業につきましては、市内の花生産者と果樹生産者7名が支援を受けられていることを確認しております。それ以外の生産者から申請がなされていない状況です。支援が足りているかどうかについて、確認はできておりません。

次に、配合飼料価格高騰緊急特別対策の実績につきましては、福岡嘉徳農業協同組合や一般社団法人福岡県配合飼料価格安定基金協会等が申請窓口となっております。希望者全員の申請を受けていることを確認しております。具体的な申請件数については、個人情報ということで発表されておりません。

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策の実績につきましては、これにつきましても協会のほうから個人情報ということで確認ができておりません。これらの飼料価格高騰緊急対策につきましては、補填金が交付されているものの、飼料価格は現在も高止まりの状態が続いていますので、支援が足りているかどうかということについては、確認ができておりません。

続きまして、福岡県の支援制度についてお答えいたします。福岡県飼料高騰緊急対策事業につ

いては、市内の畜産農家23者のうち22者が支援を受けられており、残り1者は申請をされておられません。100%支援がされているかどうかについては、本事業が価格上昇分の2分の1を助成するという点からいえば、100%ではないということになります。

次に、福岡県出荷資材高騰対策事業につきましては、今年度からの事業であり、申請期間が令和5年7月31日となっておりますので、実績としては確認できておりません。以上でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、2点目、飯塚市独自の支援についてです。新型コロナ対応、原油高騰対応の国の臨時交付金、飯塚市に対するものは、総額で幾らありますか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

昨年、令和4年度夏以降に交付または通知があった臨時交付金の総額につきましては、16億445万6千円となっております。その内訳といたしまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として15億3231万4千円、通常分として7214万2千円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それらは肥料価格、飼料、燃料高騰対策にはどのように使えるようになっていきますか、メニューを教えてください。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

臨時交付金では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額をされております。その対象事業の一つといたしまして、推奨事業メニューがあり、その中の事業者支援の一つとして、農林水産業における物価高騰対策支援がございます。令和4年9月の臨時交付金においては、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組の支援となっておりますが、今回の臨時交付金では、高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営への負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それらのメニューに基づいて、本市としてはどのような支援対策を取りましたか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

肥料価格の高騰に対する支援策につきましては、肥料価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対しまして、肥料コスト上昇分に国が

70%、県が15%支援をいたしておりますので、こうした支援策と整合する内容として、市独自の上乗せで助成する支援事業を検討いたしました。

さらに、飼料価格高騰に対する支援につきましても、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家への支援といたしまして、飼料代の上昇分について、福岡県が2分の1を助成する飼料購入経費の支援を実施しておりますので、これにつきましても市独自で上乗せをする支援事業を検討いたしましたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

検討はしたという答弁ですか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

事業について検討させていただいたという答弁でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、今からの質問は無意味ですか、予算措置としては、どの程度かという質問は。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

市独自の支援策について検討いたしましたが、予算計上まではいたしておりません。今回の臨時交付金につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として交付されたもので、昨年9月の同交付金同様に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的として、国において推奨事業メニューが示された中で、本市といたしましては、物価高騰の影響は農業者に限らず、市内の各事業者が影響を受けているという状況から、農業者に対する直接支援ではございませんが、物価高騰による市民の経済的な負担軽減を図るとともに、地域での消費を喚起し、下支えすることで、農業者や市内事業者の支援へとつなげるため、本定例会におきまして全世帯に対する生活応援クーポン券発行事業が提案されているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算措置はゼロだと。近隣自治体の支援の取組は把握していますか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

まず、お隣の嘉麻市では、肥料・飼料・燃料などの購入費の一部を助成する補正予算案を、令和5年6月市議会定例会に提案をされております。宮若市では、飼料の価格上昇分を支援する補正予算案を、令和5年6月市議会定例会に提案をされております。また、赤村では、国・県が肥料価格上昇分の85%を支援しております肥料価格高騰対策について、残りの15%を助成する支援策を令和5年度から実施しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

片峯市長、飯塚市第2次総合計画は3年後、2026年までの10か年計画です。地域経済を扱った第4章の第1番に、農林業の振興を掲げ、多様な担い手の育成支援をはじめ7つの課題を挙げています。その視点から提案をしたいわけです。1つは、肥料・飼料・燃料高騰から農業を守るために、国・県の施策に上乘せを行うとともに、市独自に必要な直接支援を行う。2つは、そのためにも米、野菜、果実など様々な生産現場に行って、農業者、農業団体の皆さんと懇談し要望を聞いて、農林業再生に踏み出すこと。市長の見解を伺います。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

現在、農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある中で、肥料をはじめとする生産資材の価格高騰が農業経営を圧迫し、収益の減少や営農継続の意欲の低下につながることを危惧しておりますし、農業者の皆様にとりまして深刻な問題であると考えております。また、農業生産資材の価格は一部で下降傾向にありますが、従前に比べ高値が続いておりますので、全国的な問題として対策が必要であるとも考えております。そのようなことから、今後の価格の動向はもとより、引き続き国策や県の対応も注視してまいりたいと考えております。

2点目の、今、市長にも、と言われた現場という話ですけれども、現場に行って、農業者、農業団体の要望を伺うという点につきましては、農業者、農業団体につきましては、所管課において各種会合など様々な機会を通じて、農業者の方々や農業団体の方々と直接お会いすることがございます。その中でいろいろなお声を聞いておりますので、まずは所管課において農業者、農業団体の声を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

時の流れに任せますという答弁ですね。

第2は、「自然環境と生活環境の保全について」です。1点目は、筑穂元吉における土砂災害対策についてです。現場は筑穂保育所、筑穂中学校に近い元ボタ山跡地です。今年4月現在と思われる画像をグーグルアースで見ることができます。野見山産業による土砂埋立てです。県知事は昨年8月4日、中止命令、土砂の搬入行為の中止を出しました。理由を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

8月5日に福岡県より、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第5条第2項の規定に違反して土砂埋立て等の行為を行っていることが認められたためという理由でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その違反の内容をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

内容としましては、土砂搬入の量が計画以上に土を計画地に搬入したということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

量ですか、エリアですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

土砂の量でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

認識不足です。知事命令の後も、土砂搬入が続いています。確認状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

せんだって、地域住民の方々より、媒体により情報提供がございました。その媒体によって、私どもが、映像ですけれども、確認をいたしました。土砂の、今質問議員がおっしゃった搬入につきましては、確かに行われているということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何月何日、いつ、どこどこというふうに答弁ができますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今年5月25日に地域住民の方々が窓口に来られて、先ほど言った媒体を提供いただいたと。翌日でございますが、私どもがその映像を確認させていただいたということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それが初めてですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

認識不足ですね。それで、そのダンプへの土砂積込み現場はどこですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

積込み現場ですが、同一敷地内でございます都市計画法に基づく開発行為の許可を受けている区域から持ち出されているのを確認しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

知事命令違反の現場になっているわけですけれども、その土砂はどこから持ってきたんですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

開発区域内に持ってこられた土砂については、確認はとれておりません。どこから持って来られたかという確認はとれておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それが誰の土砂なのかも分からないということですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

県知事命令違反の土砂ですよ。この業者は、なぜ県知事命令違反を繰り返すんですか。事情を確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

この業者がなぜ繰り返すのかということでございますが、本来、この事業を問わず、事業を行う場合は関係法令を当然遵守して事業を行うということが大原則だというふうには考えております。ただ、この業者が、なぜ繰り返しているのかということは、ちょっと分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

聞かないからですよ。市は事業者にどういう指導をしていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

指導ということでございますが、今回、先ほどから情報提供もいただいた内容を確認した後も、県にもそのことをお伝えしました。その後、県とともに事業者立会いの下、現地確認をして、事業者に対して指導をいたしております。また、今回の現地確認の際には、警察も加わって確認をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚警察署には、いつ、どういう相談をしましたか、市としては。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

市としては相談は行っておりませんが、県のほうが警察署のほうに相談を申し入れております。日時ははっきりと分かりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚警察署は地元住民に対して、5月末までに福岡県と一緒に警告に行ったという話をされております。いつのことですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

5月31日でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この中止命令と同日付で措置命令、防災対策工事が出されております。その内容を確認します。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例第15条第2項において準用する条例第15条第1項の規定により、災害を防ぐために必要な措置、防災対策工事を取ることを命じますと記載されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

履行期限はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

この措置命令書においては、令和4年9月30日となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

措置命令に基づく復旧計画書が9月13日、福岡県の事前指導の上で提出されております。その内容を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

復旧計画書の内容でございます。まず、1つ目に土地の所在地、2つ目に工程、3つ目に土砂の搬出先、4つ目に製品（改良土）について、5つ目に施工中（移動中）の盛土高について、6つ目にその他として書いてあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長、分からないでしょう、聞いても。私は持っているから分かるけど。復旧計画工程表が県に提出されています。その項目を示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

工程表に記載されている項目につきましては、製品移動越境部分の土移動、仮設水路整備、沈殿池しゅんせつ、掘削、のり面整形、残土搬出、製品販売となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その工程表の項目について、それぞれ経過はどうなっているのか、現状、どうなっているのか、お伺いします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

のり面の整形につきましては、進捗はしております。土砂の持ち出し作業については、かなり遅れているような状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この復旧計画書の履行期限はいつですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和5年6月末となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

間に合うんですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほどから出ておりますが、昨年8月5日付で措置命令、中止命令が出ており、その後、措置命令の期限でありました令和4年9月30日を越えても防災工事等の進捗状況等が非常に遅く、進んでいなかったという状況を鑑みまして、昨年10月7日に、本市としては、県に対して強い指導をお願いする文書を発出してしております。しかしながら、先ほど復旧命令書の履行期限でございます6月末に対しても、見る限りでは、いまだ完了するという様相が見えないということから、県に対して本年6月1日付で、農林事務所に対して、さらなる指導強化と今後の対応について、再度文書を発出してしております。今後も引き続き、県への強い指導を要望していくとともに、一日も早く完了させるよう、県と協力して事業者への指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ところで市長、グーグルアースの画像をよく見ると、現場の最も高い中央部のクレーター状のくぼ地があるんですけど、そこによく分からない赤く見える物が積み上げられたり、東側の沈殿池付近には、コンクリート瓦礫と思われるものも埋め込まれています。これは何か確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

現地のほうには、農林事務所をはじめ私どもも確認は日々行っております。今言われたような事業地内での、そのようなコンクリート片であるとかいうものは確認はできておりませんし、県からもそのような情報はいただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、福岡県監視指導課と連携を取って対応するべき案件だと思います。

市長、この事業者は、中止命令に違反して土砂搬入を繰り返し、措置命令による復旧計画を履行できず、地域住民の不安を拡大しています。この際、飯塚市長として強い指導を求めるだけではなく、福岡県に代執行を求める時期は、もう既に迎えていると思うわけです。市長の見解を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほども申し上げましたが、6月1日付で、さらなる強い指導と今後の対応について、どうするのかというところで、県に文書を出しております。その回答もいただいております。その回答の内容に関しましては、6月末までには完了が見込めないおそれがあることから、早急に今、梅雨時期でもございますので、住民の方々の不安も当然承知をしているという内容で、早急に事業者にも、防災面に関して、災害等が起こらないように措置を講じなさいという指導を行っておりますという内容でございましたので、先ほどから繰り返しになりますけれども、一日でも早く、その工事を完了させるように、福岡県とともに指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

納得できません。

次に、先に2点目、白旗山メガソーラーについて、お尋ねをします。まず、災害対策についてです。住民合意もないままの強引な開発でした。昨年9月の福岡県による完了検査、市職員同行から、現在、最初の梅雨を迎えています。土砂災害や水害対策のためにどんな手だてをとったか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

森林法に基づきまして、福岡県の林地開発許可基準にございます災害の防止の観点も含めた中で、9月13日に完了検査が行われて、9月27日に完了確認通知書が発出されたものと認識をしております。併せまして、完了後の維持管理等につきましても、事業者によって関係法令を遵守された中で行われているものと認識いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから無責任というのを、ずっと言っているのではないですか。さきに成立した改正再生エネルギー特別措置法では、設備の防災対策が十分ではないなどの法令違反がある場合は、どう対応することになっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

これは新聞報道等でもちょっと記載がございましたが、設備の防災対策が十分ではないなどの法令違反があれば、政府の電力買取制度、FITですけれど、この対象から外すことを盛り込んでいくことの検討がされているということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう成立したんです。

次に、住民の不安についてです。事業者サイドによって太陽光発電所からの騒音測定調査が行われております。飯塚市は把握していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

騒音の測定ということでございますが、パワコン、パワーコンディショナーの騒音調査を行っているということは伺っております。その調査の結果については、まだ伺っておりませんが、一応、周辺住民への対策としまして、現在、防音シート等で対応されているということは聞いておりますし、私どもも確認はしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

片峯市長、これは地元の皆さんを対象にしたアンケートなんです。そこには、回答には、騒音のほか土砂災害、水害、パネルの飛散をはじめ様々な悩みと不安がびっしり書かれているんですよ。そのことが紹介されています。地域住民との合意に基づかない開発について中止を求めた市議会決議が指摘した事態が心配されるような局面になっているわけですね。

林地開発許可申請の手続の中で、2015年12月、飯塚市長が県知事に提出した意見書、どういう指摘をしているか、紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

紹介させていただきます。今回の開発行為は、本市においては過去に例を見ないもの（太陽光パネル設置用地と面積、住宅団地等の近接等）であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません。許可権者である福岡県の指導の下、災害、水害、水の確保、環境保全に対する対策措置がなされるものと思いますが、許可の判断におきましては、適切な立地計画であるかを基本として、下記の意見を十分にご理解の上、当該開発行為、周辺住民の安全・安心を第一に考えて、十分な審議と判断をいただきますようお願いいたします。

また、許可する場合には、周辺住民の不安が払拭され、住民の十二分な安全・安心のため、許可基準を上回った最大限の対策措置や、森林法第10条の2に規定するおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう、福岡県による指導と責任の全うをお願いいたしますということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

住民の声や飯塚市議会の決議、飯塚市長の意見書を踏まえて、当時の森林審議会の答申には同様のことが指摘されているわけですね。今その指摘のとおり、心配のと通りの局面が生まれているというのが現実です。

読売新聞、6月19日付社説は、政府と自治体は各地のパネルに崩落の危険などがないか改めて点検し、違反が見つかれば厳しく対処すべきだと指摘しています。私は、片峯市長が県知事への意見書の立場に沿って、速やかに住民の皆さんと共に現地立入り調査を行い、その結果に基づいて、まず、万全の防災体制を取るよう強く求めるものです。片峯市長、見解を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今、言われた現地立入り等は、さきの議会でもご答弁を差し上げたと思うんですが、近隣の自治会の方々と事業者との間で協定書が交わされております。それをもって、今現在も自治会の方々と事業者との間で、いろいろな話ですね、コミュニケーションと言いましょか、そういうのを図りながらやられております。自治会の住民さんの中に立入りをさせたりとか、そういうこともやられているみたいなので、事業者と地域の方々とのコミュニケーションはうまく図られているものと感じております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここは飯塚市議会で、市長、行政の責任を問うておるところなわけですよ。市長、答弁できませんか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほども申し上げましたが、森林法に基づいて、防災の観点も含めて、完了検査が行われております。そういうことでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地域住民は自分の力だけで命と生命、財産を守れというふうな答弁ですか。

3点目は、大将陣公園付近における産業廃棄物焼却処理施設計画についてです。まず、飯塚市役所との関わりについて、経過を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

経過についてですが、令和4年11月24日に事業者が来庁されまして、桂川町の自社所有地において、中間処理施設の建設を予定しているという内容のお話があり、その際に、本市の条例、自然環境保全条例ですが、この条例に基づく届出等の必要があるのか否かとの問いがっております。その後、令和5年2月7日に、福岡県の紛争予防条例に基づく調査計画書が受理されたとの一報が電話連絡にてっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

相談に来たのは誰ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

来庁されたのは、事業者でございます福岡金属興業株式会社の代表取締役 横溝 淳弥氏でござ

ざいます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この会社の概要をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

所在地は直方市中泉885番地の19、中泉工業団地内にあります。概要は会社のホームページによりますけれども、会社の設立は昭和23年5月、資本金2227万5千円、従業員40名でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

機器配置計画があるんですけど、その作成者はどなたか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

その点については存じ上げておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

株式会社キンセイ産業とあります。ということは、この会社の概要も分からないということですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、事業概要についてお尋ねします。施設の場所はどこですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

桂川町大字吉隈870番地1、870番地3、875番地1でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大将陣公園とは位置関係は、どういう関係になりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

隣接しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

施設の種類はどうなっていますか。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

中間処理施設でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

どういう処理の仕方をするんですか。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

中間処理施設に搬入された廃棄物を保管、分別、焼却、残渣を排出する施設でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

施設の種類としては焼却施設ということになっているんですよ。それで、処理する産業廃棄物の種類を示してください。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

桂川町からの情報によりますと、廃棄物の種類といたしましては、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、感染性廃棄物などということでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

片峯市長、福岡県に出された調査計画書があります。もう今の答弁が不十分だということは分かると思いますけれど、付け加えることはありませんか。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

申し訳ございません。桂川町からいただいた情報は、今、全てお話ししたところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

福岡県に調査計画書を出しているんですよ。福岡県から聞いた情報で教えてください。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

福岡県から私どものほうにまだ通知等はあっておりませんので、桂川町からの情報提供によるものでしかお答えすることはない状況でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

片峯市長、自然環境保全条例の第1条で、市と市民は連携して環境の悪化を未然に防ぐということになっているわけですよ。未然に防ぐためには、情報を速やかに入手する必要があるでしょう。そういうことを怠っているわけね。

それで、処理する産業廃棄物は14種類、中心となるものは感染性医療廃棄物であって、福岡都市圏、北九州都市圏から収集するとの説明が一部地域で既に行われています。これは確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

その辺りは、確認はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

焼却施設ですけれども、処理能力をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

処理能力につきましては、24時間運転で、1日当たり95トンの処理能力であると聞いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

九州最大規模と言われているようですが、それは確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

九州最大規模ということまでは確認はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、処理方式は確認していますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

すみません。まだそこは存じ上げておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この処理能力、24時間連続稼働、1日95トン、年間300日と説明があっています。この処理能力、近隣のものと比較するとどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

これは、さきの桂川町の議会でも、一般質問でこの件は出ておまして、私たちもそれを確認

はしたところですが、その中でお聞きする限り、近隣の施設である桂川町にある桂苑でいうと、74トンというところであったかと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

産業廃棄物と一般廃棄物の違いはありますけれど、焼却するという点で着目すれば、桂苑が74トン、こちらは95トンといいますから、規模が分かります。

市としては、この事業計画期間、20年とか30年とか40年とか、また、総事業費について把握がありますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

申し訳ございません。そこも存じ上げておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業計画期間は分からないですね。事業費ではありませんけれども、総投資額は45億円と説明がっております。それで、福岡県の手続について、今後の見通しが分かりますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく手続を踏んでいくことになろうかと思えます。今の段階で調査計画書の、先ほど言いましたように、届出、受理を福岡県がしております。それ以降の動きとしましては、環境調査書の提出があって、その後、指定地域の指定ということで、このときには関係する桂川町、あと隣接している飯塚市の市長、もしくは町長に対して意見照会がある。その後、住民説明会等々もあって、意見書、見解書と、そういう流れになっていこうかと思えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨年12月28日に、この調査計画書が出されて、今調査を始めているというんですよ。水質調査はしませんと書いていますよ。この結果は10月末には、ほぼほぼまとまって、来年4月5月から紛争予防条例手続に入ると。6月末には、施設計画がほぼほぼ出来上がるというような説明がされておるわけですけども、そこで、一般廃棄物を処理する自治体の清掃工場、これは利益追求が目的ではありませんので、ごみ減量などによって、処理量を減らしていくのが前提です。当然、環境への負荷は軽減するという立場になります。一方で、この産廃焼却施設は民間事業ですから、巨額の投資に見合う利益を追求することが目的になります。焼却処理量が多ければ多いほど利益につながります。（発言する者あり）ちょっと時間を止めてください。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、どうぞ続けてください。（発言する者あり）瀬戸議員、お静かに願います。川上議員、質問を続けてください。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この産廃処理施設は、産廃処理は民間事業ですから、巨額の投資に見合う利益を追求することが目的となります。焼却処理量が多ければ多いほど利益につながるわけです。それだけ環境への負荷は大きく、長期に累積していくこととなります。地域住民にとっては、大将陣公園を含む周辺地域は穏やかな憩いの空間であり、住宅、商店、学校、医療機関、農業地域がある生活のための空間であります。鉄道、国道、県道も走っています。飯塚市自然環境保全条例第1条、目的、市と市民が連携して自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守る視点から、住民、議会、行政がともに、県、桂川町ほかと情報を共有し、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守る立場から、住民、議会、行政の共同が非常に重要だと考えるわけです。市長の見解を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほども申し上げておりますが、事業地は桂川町でございます。当該事業につきましては、関係法令に基づいて今後、手続が行われることとなります。現時点で本市には県からの通知等がございませんので、今お答えできることは、先ほど来申し上げております。今後は、当該事業計画地であります桂川町との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

今回のご懸念の件につきましては、部長のほうから場所についても、そして現状についても、概要を伺っておりました。質問者も御承知のとおり、この当該地は、桂川町にとりましてもスポーツ施設に隣接しているところでもあります。本市にとりましても、公園のすぐそばであり、そしてなおかつ、現在、高齢の方々の健康づくりのためのグラウンドゴルフ場を計画、設計している場所でもあります。そういう場所でもありますので、民間のすることとはいえ、私どもとしては、非常にゆゆしいものだというように話をしています。ただ、部長も答えましたとおり、許可権者が県であり、そして当該地は桂川町です。しかしながら、隣接地である本市にも、これについて意見を述べる責任と権利がございますので、それをしっかりと踏まえながら、桂川町と情報共有をしっかりと図りながら、特に計画立ての段階で後手に回らないように、今後しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

住民と議会と行政がしっかり共同して頑張ることが、環境を守る上で決定的だというふうに思うわけです。

第3は、「公正、透明な市政運営について」です。1点目は新体育館移動式観覧席入札についてです。まず、内部調査についてお尋ねします。私は2月27日の百条調査特別委員会、3月6日の一般質問において、飯塚市役所において官製談合等の土壌ができるような状況が起きていないか内部調査を行い、市民に明らかにするよう求めました。久世賢治副市長がどのような答弁をしたか、現在、片峯市長は承知されていますか。

○議長（江口 徹）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

具体的に、すみません、存じ上げてはおりませんが、今ご指摘の件について、時系列で私自身も、市役所そして職員の動きも確認をしております。その中で、官製談合等があったというようなことは全く思っておりません。むしろ、その一覧表を見て、工事や関係事業の進捗を確認して、あり得ないとさえ思ったところでございます。それで、そういう土壌ができつつあるのではないかというご指摘に対しては、そういう土壌ができてはいけませんので、今後なおさら、疑念を抱かせたということは事実でございますので、今後なおさら、しっかりと業務の執行、事務の遂行に関して襟を正していきたいと思っておりますし、服務規律の徹底についても、市民の信頼を確保することができるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っておる次第でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁は分かりました。久世副市長、先ほど私が述べた質問に対してどういう答弁をしたか、ここで紹介していただけますか。

○議長（江口 徹）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

私の答弁は、今回、職員が市内の指名業者と飲食を共にするというあつてはならないことが起こっているのは事実でございますと、今後、このようなことが二度と起こらないように、我々行政はそのような疑義を持たれることがあつては絶対ならないと思っているので、今後、内部でも検討を対応していきたいと考えておりますという答弁をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、ここで内部検討の結果をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

内部調査ということでございますが、先ほど市長からも申されましたように、新体育館移動式観覧席入札、または事務に関しましては、適正に事務処理がなされているということで考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういうことですかね。内部検討はしていないということですかね。

○議長（江口 徹）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

内部で確認をいたしました。すみません、私も入院等でブランクがありましたが、その前に先ほど言いましたような、細かな資料で直接確認をいたしました。食事に一緒に行ったのではないかとされている職員が、官製談合ができるような職務上の立場に当時なかったにもかかわらず、そう言われて、てっきり私は担当者、別の職員と思って、それも直接私が確認をしました、本人にも。そして、その行動と時系列での事務事業のスケジュール管理も見ました。その中で、官製

談合等がないというように私自身は確認をした次第でございます。しかしながら、この食事に行ったとか、打合せをしたとかいうようなことで、これ皆さんも御承知のとおり、もう行政の在り方も以前とは変わっておりまして、公民連携、もしくは公民学連携等で、民間の力も行政の動きに活用していく。そのような時代であるわけでございまして、そういう民間との打合せ等も必要でありますので、そこのバランスの取り方をどうするかについて、総務部のほうに今年度前期までに、どのような在り方がより一層正しいのか、国の倫理規程、条例も参考にして、市としてそれを見直すことも指示をしたところでございます。以上です。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

久世副市長の答弁は、片峯市長が官製談合がないと判断した後に、百条調査が行われ、その過程で答弁されたことなんです。また、本会議一般質問でも答弁されたことなんです。ですから、時間は、こちらのほうが新しいわけです。内部検討しますと。それで、片峯市長は市役所の最高責任者でもあり、新体育館整備に関する事業の発注者でもあるわけですね。その点から言えば、まず、市長が自己検討を示し、速やかに内部調査を行い、今おっしゃったようなことが念頭にあるのであれば、調査結果、検討結果としてまとめて、市民に明らかにするということが、飯塚市政の信頼回復につながるのではないかと思うわけですね。市長、どうですか、答弁してください。

○議長（江口 徹）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

おっしゃっている意味がよく分かりません。私として確認をいたしました。そして、当時、中でも確認はいたしました。それで、飲食を共にした職員については、速やかに、これは服務規律違反ですので、処分をいたしました。そのときに、もし官製談合等に関わっていると分かれば、処分の重みもまた違っていたんですが、そうではない。でも、飲食を共にしたことについては服務規律違反ですので、処分をしました。内部調査の結果は、そのような形でお示しをしているところでございます。ですから、それが、もしそうでなければ、別で組織をするべきであるでしょうが、議会のほうで百条委員会も設置されて、そこで十分な審議もあったと思いますので、今後、私どもとしましては、そのような疑義が持たれることがないように、なおかつ官製談合等の動きが醸成されるようなことがないように、服務規律をなお一層厳格にするとともに、私どもが襟を正す、そのための在り方について取り組んでいくことが、今後、必要な道であるというふうに考えています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういうのを聞かれたから答えるということではなくて、市長自ら、副市長が答弁されたような内部検討を行い、そしてきちんとした整理をする、まとめる。そして教訓と対策をこうやって行っていくということを市民に公表するというのが、信頼回復に重要だと思うので、私としては、速やかに内部検討に入り、その結果を市民に公表するように求めます。

次に、2点目は、部落解放同盟に対する補助金の問題についてです。まず、人件費について伺います。合併後の各年度の補助金、そのうち人件費の額の推移及びその合計を伺います。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

合併後の補助金の推移ということでございます。まず、平成18年度につきましては5887万円、19年度につきましては5068万5300円、20年度につきましては

4737万7500円、（発言する者あり）すみません。21年度につきましては3700万円、22年度につきましては3677万7425円、23年度は3209万6106円、24年度につきましては2409万8113円、25年につきましても2409万9030円、26年度につきましては2409万7229円、27年度につきましては2149万1759円、28年度は2093万4562円、29年度は2098万7596円、30年度が2030万4千円、令和元年につきましては1918万475円、令和2年度が1328万7690円、令和3年度は1356万470円になっております。人件費の合計ですが、令和3年までの合計が4億6484万7255円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4億6千万円の人件費を受け取っている、全部受け取っているわけではないけれど、解放同盟幹部なんですけれども、その幹部が社会的に批判を浴びる行為があったとき、補助金の返還、返却を求める規定がありません。昨年9月の決算特別委員会でも、私の質問に対する答弁は、こういう趣旨でしたか、確認してください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

申し訳ありません、規約の中にはございません。

○議長（江口 徹）

もう一遍、はっきりと言ってください。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

規定の中にはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当時はなかったんです。その規定は今もないままですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、用地買収協議における幹部の発言についてです。私が情報開示請求で入手した福岡県の会議録によると、県道大分太郎丸線関連の地権者との用地買収協議に関し、部落解放同盟と福岡県幹部、飯塚市幹部は、令和3年4月22日、部落解放同盟事務所内において対策を図った上、同年7月15日、地元公民館において地権者との協議に臨み、それが難航するのを見て、同

年7月30日、同じく部落解放同盟事務所において事後対策を図った際、部落解放同盟幹部が事業そのものを中止せよと要求し、福岡県がその場で了解したとあります。12月議会での私の指摘に、片峯市長は不思議に思うので確認したいと答弁しました。確認の状況を伺います。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

ただいま質問議員が言われますように、県の会議録を取り寄せまして確認をいたしますというこの後、3月13日付で、福岡県に開示請求をいたしまして、3月17日付で開示決定の通知が届いております。その開示請求を基に、3月28日に伊岐須会館におきまして聞き取り調査を実施した結果、県道工事の中止、延期を決定させるような発言ではございませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

部落解放同盟のその幹部に、福岡県の会議録を見せたんでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

見せております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

部落解放同盟幹部は、福岡県の会議録はここがおかしいという主張をしたんですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど申しました聞き取りの内容に関しましては、発言したことがあるかもしれませんが、記憶としてということで、協議記録にあります工事を中止しろ、やめろといった要求ではなく、過去からの打合せなど地元の意見や福岡県、飯塚市の意見を聞く中で、このまま工事を進めていくことは難しいのではないかというような思いで、歩道設置は、当然、地元の皆さんにとって安全を確保するために必要と考えているという認識であります。先ほどから申しますように、総合的にそういう形の部分の経過を経まして、決定的な発言ではありませんけれども、意見として述べられたと。決して妨害するような発言をした記憶はございませんということでございました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

部落解放同盟幹部は、福岡県の会議録に記載がある事実そのものは認めているわけですね。そこで片峯市長、不思議に思うので確認したいと言われたんですけど、思うはずです。用地買収協議において、部落解放同盟幹部が福岡県、飯塚市とともに、地権者に隠れて事前、事後に密室協議を行い、部落解放同盟幹部が県事業について中止を指示し、福岡県が了解したと発言したことは、間違いのないわけですね。とんでもないことだと思いませんか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が今申されましたような形の部分では、ちょっと聞き取りの中で、我々はご理解させていただいていません。当然、地元の方からの話の中で、協議の中でいろいろお話をした経緯は

ございますが、ただいま申されました質問議員が言われるような形の考え方は、ちょっと違うという形で考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3点目、市の後援について、伺います。日本会議福岡筑豊支部が飯塚市郷友会とともに、今年2月11日、飯塚市内で行った催しを後援した事実がありますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

ございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後援するときの承諾基準を示してください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

後援につきましては、まず、後援に関する事務取扱要領というのがございますので、これに基づきまして、後援等の目的において市以外の者が行う公共性が高いと認められる事業に対して後援を行うこととなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

連続してこの団体は、講師に統一教会と接点のある方を招いていることは、あなた方も後に知ったはずですよ。見直しはどのように行いましたか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

講演内容につきましては、事前にお伺いをしておりまして、講演内容そのものにつきましては、市の事務取扱要領、後援に関する事務取扱要領に違反するものではないと認識をいたしております。なお、事後のことにおきまして、講演者が、過去、統一教会の主催する懇親パーティーや弁論大会の審査員、あるいは来賓挨拶などを行ったといったことが確認できております。当人の講演内容並びに当人自身が当該法人、統一教会との関係性があるといったことの認識は、市としてはいたしていないところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は接点があると言っています。統一教会については、現在の名称は世界平和統一家庭連合となって、解散命令請求に向けて文化庁の質問権の行使が続いております――

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。申し訳ございません。発言時間が終了しておりますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。15番 永末雄大議員に発言を許します。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

通告に従いまして、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、一般廃棄物のリサイクルにつきまして、あと、まちづくり協議会のあり方についての2点、聞かせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ではまず、「本市における一般廃棄物のリサイクルの現状について」でございますけれども、片峯市長は常々、飯塚市の価値を上げるという目標を掲げられまして、具体的な様々な政策に取り組んでおられると思いますけれども、今後さらに本市の価値を向上させるための重要な要素として、環境問題への取組ということがあると感じております。あらゆる場面でSDGsが声高に叫ばれる時代でありますので、この部分のご認識というのは、行政としても既にしっかりと持たれているかと思っておりますけれども、よりよい事務事業の在り方、より効果的・効率的な啓発の方法などが無いかを確認したいと考えまして、今回質問をいたします。

本市においては、令和4年3月に第3次飯塚市環境基本計画を策定し、3つの基本目標を掲げ、環境にやさしいまちづくりに取り組んでおられますが、その基本目標の一つとして、「循環型社会・脱炭素社会を実現する」とあります。一般廃棄物のリサイクルを推進されているかと思っておりますけれども、具体的にどのような取組を行っておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

リサイクル・再資源化の取組としましては、拠点収納ボックスの設置、ペットボトルキャップの回収、廃食用油の回収、資源回収団体奨励補助金の交付などを行っております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

具体的な取組として4つ挙げられました。拠点収納ボックスの設置、ペットボトルキャップの回収、廃食用油の回収、資源回収団体奨励補助金の4つでございますが、一つずつちょっと聞かせていただきます。まずペットボトルキャップの回収の部分ですけれども、これはどのような仕組みになっておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

ペットボトルキャップは、プラスチック資材の原料として再資源化することが可能な資源であります。このことから、回収したペットボトルキャップをリサイクル業者がプランターやクリアファイルなどのプラスチック製品へとリサイクルしております。参考までに、令和4年度のペットボトルキャップ回収量は約7100キログラムで、成果品として先ほど申し上げましたプランターやクリアファイル、定規などとなっております。これらの成果品につきましては、回収にご協力いただいた団体に対し、回収量に応じて配付をいたしております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今の説明で仕組みが分かりましたけれども、ペットボトルキャップの回収に関しまして、市としては、これはどのように関わっているのでしょうか。また、今答弁がありましたリサイクル業者との契約の形態などについても重ねて答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず市の関わりとしましては、主に市役所本庁をはじめ各支所、交流センター、またご協力いただける小中学校や保育園などにリサイクルボックスを設置しております。次に、リサイクル業者につきましては、平成23年度から福岡県リサイクル総合研究事業化センター、九州工業大学、八女市、飯塚市と事業者であるプラテクノマテリアルの5者によるペットボトルリサイクルの共同研究プロジェクトを実施しておりました。その関係性から、平成26年度より飯塚市と協定を締結し当該事業を実施しており、ほかにも田川市や宮若市などほかの自治体も当該事業者と同様の事業を実施しております。なお、協定によって本事業を実施しておりますことから、費用は発生しておりません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

よく分かりました。

それでは次に、廃食用油の回収の仕組みについてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

仕組みといたしましては、市役所、各支所、交流センターなどに設置しております廃油回収ボックスで回収をしております。参考までに、令和4年度は総重量で約1万1500キログラムを回収し、その廃食用油は塗料などに再利用しております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

廃油回収ボックスを市役所などに設置しているということですが、市民の方は実際にはどのような形で、この廃油回収ボックスを利用しているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、廃油回収ボックスを利用できる時間帯につきましては、本庁、各支所、また交流センターやエコ工房などの開庁時や開館時でのご利用となります。利用方法といたしましては、家庭の使用済み油をろ過していただきまして、ペットボトルなどに移し替えて廃油回収ボックスに持ってきていただくという流れでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

この廃油の処理に困っているご家庭というのは結構あると思います。固めて捨てるということにもコストがかかってきますので、回収してもらえるとというのはありがたいサービスなんではなからうかと思えます。

回収場所に関してですけれども、主に答弁からいきますと、役所と交流センターということだ

と思うんですけれども、市役所の開庁の時間というのは、平日の夕方まででございますので、この時間ですとちょっと利用しにくいというふうな声を聞いております。その点、交流センターでありますと、基本的に夜10時まで開庁しておるようですので、また土日も対応可能ということですので、その部分を交流センターのほうで補っている形なのかなと思うんですけれども、これを調べますと、全ての交流センターで対応しているわけではないようなんですけれども、現状としましては。この点につきましては、行政サービスに違いが生じているかと思うんですけれども、この違いが生じている理由を教えてくださいませんか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、設置していない交流センターは4か所ございます。そのうち立岩、筑穂、庄内交流センターにつきましては、すぐそばに本庁舎や支所がありますことから、そちらの利用をご案内させていただいているところです。また二瀬交流センターにつきましては、職員による受け取りを行っているところです。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

場所的なものだということかと思うんですけれども、先ほど申し上げましたが、やはり役所だと、時間的な制約がどうしてもありますので、ぜひ全ての交流センターにおいて、同じように平準化した形での対応をぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、それでは資源回収団体奨励補助金の概要について、答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

趣旨といたしましては、資源回収を行った団体に、回収量に応じた補助金を交付することにより、リサイクルを推進するとともに、ごみの減量化と、市民の環境保全に対する意識を高めることとしております。対象団体としましては、あらかじめ資源回収団体登録をしている団体であり、自治会や子ども会、またPTAなどの団体がございます。対象品目といたしましては、古紙・古布類、空き瓶・空き缶、お菓子類などの缶を対象としておりまして、回収量の実績に応じて補助金を交付しております。なお、単価といたしましては、古紙・古布類が1キログラム当たり8円、空き缶・空き瓶・お菓子類などの缶が1キログラム当たり5円となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

資源回収団体奨励補助金は事前に登録された団体が対象ということですが、現在どのぐらいの団体が登録をされていますでしょうか。また、登録団体の主な団体としてどういった団体がありますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

現在、登録されている団体は266団体ございます。主な団体の種類といたしましては、自治会関係が116団体、子ども会が64団体、PTAなどの学校関係が25団体、その他61団体となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

現在、自治会関係、子ども会、PTAなどの学校関係など、266団体が登録して補助金を活用されているということですが、それでは、これらの資源回収団体が回収した量のほうは把握されておりますでしょうか。種類ごとに分かるのであれば、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和4年度の回収量で申し上げますと、古紙・古布類が約1964トン、空き缶が約49トン、空き瓶が約13トン、合計しますと約2026トンが回収されております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

それぞれに対する補助金は幾らになりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

補助金の額といたしましては、古紙・古布類が1570万7392円、空き缶が24万4007円、空き瓶が6万6115円、合計で1601万7514円となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今の補助金額につきましては、予算額と比較してどのような執行状況になっておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和4年度の予算額で申し上げます。予算額が1645万円に対して、補助金交付額が1601万7514円で、予算執行率は97.4%となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

これまでちょっと質問させていただきまして分かりましたけれども、この資源回収補助金という制度は、環境への啓発という意味でも、市民協働という意味でも、とても有効な事業ではないかと感じました。関わっている登録団体も自治会関係でありますとか、子ども会、PTAなどが主な団体だということですので、そういった意味でも、啓発、市民協働にしっかりとマッチしているかと思えます。もらえる補助金が、この回収量に比例するという部分に関しましても、自助努力を促す仕組みですので、それぞれの登録団体の自発的な創意工夫につながると考えます。予算もしっかりと消化されているようですので、ぜひ、いろいろな意味で環境への取組に寄与するこの制度というのをさらに広げていただくことを要望したいのですが、ご検討いただけますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今、質問議員が言われましたように、たくさんの市民の方にも定着してきている事業でもございますし、リサイクルの点から申しまして、今後、進めていくべき事業であるというふうには考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

よろしく願いいたします。

それでは次に、拠点収納ボックスについて聞かせていただきます。資源回収補助金とともに、本市のリサイクルに欠かせないものが、拠点収納ボックスだと思います。実際に私も地元の公民館のほうに設置されているこの拠点収納ボックスを利用することがありますけれども、この拠点収納ボックスの設置状況について答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、拠点収納ボックスの設置場所につきましては、本庁や各支所、交流センター及び各地域にございます自治公民館などにも設置しております。設置箇所数につきましては、令和4年度末現在、市内に376か所に設置しており、その内訳としましては、飯塚地区で195か所、穂波地区で67か所、筑穂地区で39か所、庄内地区で41か所、颯田地区で34か所となっております。設置台数は総数で433台となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

市内で376か所に設置されていて、数としては433基ということかと思っておりますけれども、役所と交流センターは合計でも20か所にも満たないと思っておりますので、そのほとんどは自治公民館に設置されている部分だと思います。それでは、自治公民館などに設置している、拠点収納ボックスの管理は、今どのように行われていますでしょうか。私の住んでいる近くにあるという意味で搬入はしやすいんですけれども、私の自治公民館に置かれている分に関しましては、月に2回ほどしか開いていません。利用時間や利用状況について、分かればお示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

自治公民館などに設置されております拠点ボックスの運用につきましては、地域の皆様に管理をしていただいていることから、運用方法や運用時間は様々でございます。例えば、先ほど議員もおっしゃいましたように、月2回とか、月1回とか開けるところもあれば、毎週開けているところもございます。それぞれの自治会等でルールを決めて、必要に応じて運用していると思っておりますが、全てを明確に把握しているわけではございません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

運用を地域に任せている状態だということですが、本市のリサイクル行政のある意味、起点となるものですので、積極的な関与のほうを要望いたします。自治公民館に設置されたものは、地元が管理しておりまして、利用時間や運用はそれぞれの地域で行っていますけれども、その回収された量、できれば品目ごとに回収量が分かれば、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

市が委託しております業者が拠点ボックスから回収し、飯塚市クリーンセンターに搬入した量で申し上げますと、令和3年度末では、ペットボトル・トレイで65トン、古紙・古布で289トン、蛍光灯・乾電池で41トンを回収しております。令和4年度末ではペットボトル・トレイで57トン、古紙・古布で266トン、蛍光灯・乾電池で39トンを回収しております。令和4年度と3年度と比較しまして若干減っておりますが、ほぼ横ばい状態でございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

拠点収納ボックスで回収された量というのは、若干減っているものの、横ばいで推移している状態ということかと思えます。確かに一定量、毎年、リサイクルできていることは、悪いこととは思いませんけれども、やはりリサイクルをもっと推進して、回収量を増加させることが重要ではないかと考えます。そこで、よりこの拠点収納ボックスを活用してもらえよう、運用方法などを考えていくべきじゃなかろうかと思えますけれども、何か対策などございますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

拠点収納ボックスの利活用につきまして、周知を広報やホームページ、SNSを用いてもっと多くの方々に知っていただく、それと拠点収集ボックスの利用や資源回収団体へ登録する団体さんが増えるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

設置数の大部分を占める自治公民館設置分というのは、運用を地域に任せているため、市としてはなかなか手を出せないということでしたので、市として率先的にできることと言えば、それ以外の方に設置してある、本庁、支所、交流センターなどに設置してある拠点収納ボックスの利活用を工夫していく必要があるのではなかろうかと思えます。ここに関しましては、次の啓発とも関係してきますので、そのまま次の環境問題への啓発についてという部分に入らせていただきます。

今後、これらのリサイクル活動を活発化して市民の方々に環境問題への関心をより一層高めてもらうことが大切だと考えますけれども、こういった啓発を行っていかれる予定でしょうか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

「4Rの推進」の一つでございますリサイクル・再資源化の推進としまして、今後も引き続き各種事業を推進していくとともに、市民、事業者、環境団体、学校などと協働・連携して、環境・まちづくりの取組を進めてまいりたいと思えます。また、市報やSNS等を使って、市民の皆様へ情報発信を行うとともに、環境に関するイベントにおいて、参加者へのリサイクルの重要性の周知や、採用できるものを使った工作などを通して、今後もより一層、継続した啓発・推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

ぜひ、飯塚市の価値を上げていくという大きな目標の下、動かれておると思っていますので、この環境に関する取組をしっかりと行っていただきたいと思えます。最後、私の提案で終わらせてもらいますけれども、ぜひしっかりと検討のほうをお願いしたいと思えます。

1点目は、市民の側に立って、リサイクルに関する情報というのがどのように伝わっているかということを整理されることを提案したいと思えます。今回の質問を通しまして、いろいろなことが明確になった一方で、やはり分かりにくい部分もあるなというふうに感じました。例えば今回、最初に本市で行っているリサイクルはどういったものですかというふうに聞きましたけれども、それに対する答弁というのは、拠点収納ボックスの設置、ペットボトルキャップの回収、廃食用油の回収、資源回収団体奨励補助金の交付などを行っているというふうなものでした。市役所で行っているリサイクルに関する事業を述べられたものだと思いますけれども、市民の目線で考えますと、まず知りたいのは、やはりふだん出しているごみのうち、どういったものがリサイクルの対象になるのかということではなかろうかと思えます。そこをまずは明確にすべきかと思えます。

そして次に、リサイクルの結果として、このような製品に再生されたというような成果を見える形で示すということが必要ではなかろうかと思えます。とにかくリサイクルに出してくださいというふうな発信のやり方よりも、このようなルートをとって、このような製品に再生されますというふうな発信をされるほうが、より伝わりやすく、市民の方の協力も得られやすいと思えます。その流れの中で、これらの物品のうち、回収ルートの一つとして拠点収納ボックスというものがありまして、資源回収補助金というインセンティブもありますよというふうな伝え方のほうが、より効果的ではなかろうかと思えますので、ぜひ一度、この市民への情報発信の内容というのを検討していただきたいと思えます。

2点目は、本庁と支所、交流センターに設置されている拠点収納ボックスの在り方を、ぜひ見直すことを検討していただきたいということです。自治公民館設置分をさらに活性化させるということは、自治会それぞれの考え方などに左右されますので、市民への均一の行政サービスはなかなか求めにくいと思えます。そうすると、やはり本庁、支所、交流センターに設置されている、拠点収納ボックスの在り方が、重要になるかと思えます。設置場所でありますとか、目指すデザイン、分かりやすさ、環境啓発の機能とか、収容できる量とか、そういった部分をしっかりと工夫していただくことを、2点目の要望とさせていただきますので、ぜひとも検討のほうをいただきたいと思えます。以上で1つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは次の、2点目、「まちづくり協議会の今後のあり方について」に入らせていただきます。まず、まちづくり協議会設立の意義、目的、経緯について聞かせていただきます。まず、まちづくり協議会設立の意義ですけれども、平成24年度に市内12地区に、まちづくり協議会が設立されまして、10年が経過しました。まちづくり協議会は、協働のまちづくり実現のため、立ち上げられた組織だと理解しておりますけれども、この10年間で市民協働の必要性というのはますます高まっていると感じています。本市としても、この10年間で得られた成果や手応えがある一方で、やはり想定どおりにはいかなかったというふうなことも、少なからずあるのではなかろうかと想像しますので、設立から10年を経た今、そういった部分を確認したいと考えまして、今回質問をさせていただきます。

改めまして、それではまちづくり協議会設立の意義について、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まちづくり協議会は、地域課題や問題点を協議し、解決に向けた意思決定やその活動を、市民が主体となって行う組織でありまして、その地域にお住まいの住民、自治会、地域活動団体、企

業などで構成され、地域ごとに異なった特性や歴史文化等の実情を考慮しながら、小学校、中学校校区など、地区交流センター単位につくられました「地域の自治」を担う組織という形で位置づけを行っております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大委員。

○15番（永末雄大）

先ほども申し上げましたけれども、設立から10年たっていますけれども、いまだにまちづくり協議会って何ですかとか、どんな団体なんですかというふうなことをよく聞かれます。そのたびに自分なりの言葉で説明をしてきましたけれども、今の答弁にありました地域の自治を担う組織というのは、まさにまちづくり協議会を一言で表している的確な表現だなというふうに感じました。しかし本当にこの言葉どおりであれば、やはり地域でしっかりと認識された組織となっていなければいけませんけれども、まだまだそこまでの存在にはなりきれてないのではなかろうかというふうに感じております。

それでは次に、まちづくり協議会の設立の目的について、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

目的でございますが、まちづくり協議会は地域の中にございます各種団体や参画する団体の活動をつなぎ合わせ、コミュニティーの活性化を図り、地域の課題や問題解決に向け、それぞれの地域の実情に沿ったまちづくりを進めるため、まず、それぞれの地域の住民全てに開かれた組織とすること。次に地域の中核となり、地域を代表する組織にすること。それから協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナーとしての組織にすること。以上を目的といたしております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今の答弁にも大変に重要な言葉が出たと思います。行政と対等なパートナーというふうな部分でございますけれども、こういった表現を使っている組織というのは、なかなか行政としてはないのではなかろうかというふうに思いますけれども、この部分一つをとりましても、私はまちづくり協議会というのは本当に大きな可能性を秘めた組織だなというふうに感じております。このように大変に重要なコンセプトというのが、まだ地域に伝わっていないということは、これは地域にとっても大きな損失ではなかろうかとすら感じております。まちづくり協議会は地域を代表する組織として、広く地域住民が参加する住民主体のまちづくりの実現を目的としているということでございますけれども、設立して10年、この間の経緯を答弁いただけますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まちづくり協議会の活動の進め方といたしまして、5年程度を一つのめどとしまして、「活動初期」、「活動中期」、「活動醸成期」として区分いたしまして、それぞれの時期におけるまちづくり協議会が目指すべき将来像について、平成25年10月に作成いたしました「新しいまちづくりに向けて」の第1版の冊子をベースに、各地域、それぞれの話し合いの中で、実情に沿った活動を進めてまいりました。平成25年度から平成28年度までは活動初期といたしまして、組織づくり、参画団体等の連携など、地域の絆づくりを中心に、各地区では様々なイベントや活動が行われ、参画団体と連携を図りながら、地域課題の解決に向けた活動、事業等が実施されてきました。

平成29年度から、活動中期となりまして、それぞれの地域の特色を生かした「まちづくり計画」を作成いたしました。事業の継続・拡充などを図り、地域コミュニティの活性化を進めてまいりましたが、令和2年度から約3年間につきましては新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域の様々な活動を自粛する状況となりました。

令和5年度、本年度につきましては、活動醸成期といたしまして、自主自立した組織強化を掲げ、現在、徐々にではございますが、地域活動が再開している状況でございます。

また、令和2年3月に制定いたしました飯塚市協働のまちづくり推進条例第7条におきまして、協働のまちづくりに向けたまちづくり協議会の役割を明確化いたしております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

それでは次に移らせていただきます。立ち上げから現在まで見えてきた課題についてという部分でございますけれども、立ち上げから10年経過した今、活動醸成期に入っているということでございますけれども、ここでも重要な答弁があったと思われました。今の期間というのは、まちづくり協議会の自主自立した組織強化の期間に入っているという部分でございます。真の意味で行政と対等なパートナーとなるためには、この自主自立した組織になるということは、私も絶対に必要な条件だというふうに考えますので、この自主自立の理念というのはいくつかと組織の在り方に反映させるべきだと考えます。

ここまで、意義、目的、経過を聞かせていただきましたけれども、この10年間で、飯塚市として、まちづくり協議会が抱えていると考えている問題や課題などはありましたでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、約3年間、自粛するような活動の自粛が要因といたしまして、地域活動を行わないことへの常態化や地域活動への参加意識の低下などがあるのではないかと感じております。また、若手人材の掘り起こしや、地域活動団体などとの連携、先ほど質問議員が言われましたように、まちづくり協議会の存在の認識向上に向けた取組、また継続的な啓発が必要であると考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

そうですね。私も同じような認識を持っています。実際に地域のまちづくり協議会のほうにも関わらせていただいていますけれども、やはり若手の人材がいなかったり、まだまだ認知をしっかりとされていないとかいうふうなことを、やはり皆さんが同じように認識されているかと思いません。そういった部分を市として、課題として今後解決していく必要があるかと思うのですけれども、その点はどのように取り組んでいかれるというふうに考えていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど来、答弁いたしておりますように、活動醸成期前に、新型コロナウイルス感染症の影響が続きますと、地域活動が低下したと感じております。本年度、令和5年度につきましては、地域コミュニティ再生の重要な年度と考えております。各地区まちづくり協議会と情報共有を図りながら、支援に努めまして、自主自立した組織として活動できるようサポートしてまいりたいと考えております。また第2次飯塚市総合計画（中間改訂）におきまして、まちづくり協議会に

よる交流センターの指定管理の導入に向けた新たな目標を掲げ、令和5年度より、まちづくり推進課に指定管理・法人化推進担当部門を新設いたしまして、協働による活力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

具体的に、交流センターの指定管理の導入、法人化の推進といった具体的な答弁をいただきました。ありがとうございます。先進自治体では、まちづくり協議会が法人化し、維持管理業務の指定管理委託を受託しているというふうに聞いております。本市でも、第2次飯塚市総合計画において、令和8年度までに、交流センターの管理運営の目標値を、3つのセンターというふうに具体的に定められておるようですけども、この部分の今後の方向性を答弁いただけますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

本市の施策の柱でもあります「協働のまちづくりの推進」のため、交流センターが地域活動の拠点施設となり、まちづくり協議会が組織強化を図りながら、自主自立した協議会となるためには、まちづくり協議会が交流センターの管理運営を行うこと、また、必要に応じてまちづくり協議会が法人化することが有効であると考えております。この指定管理者制度、また法人化につきましては、決して強制するものではございませんが、地域の意向や人材の確保など、準備が整った地区から進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

大きな方向性については理解できました。実際にどのように進めていくのか、本年度の取組の進捗などありましたら答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

現在6月から7月までの2か月間で12地区のまちづくり協議会へ指定管理者制度についての説明を行うことといたしております。その後、各地区のまちづくり協議会と個別に協議を行いながら、12月上旬には令和8年度の指定管理に向けての取組を進めていく、まちづくり協議会を選定していきたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今年度中に実際に法人化されるまちづくり協議会を選定していきたいということですが、私は、ぜひ令和8年度と言わずに、もし早く進められるまちづくり協議会がありそうであれば、ぜひ早く進めていただきたいというふうに思っております。まちづくり協議会の法人化というのは、現在は法人格を持たない任意団体であるまちづくり協議会に、何らかの法人格を持たせて、まちづくり協議会自体が様々な権利義務の主体となれるように位置づけるということかと思っておりますけれども、法人格と一言で言いますが、株式会社でありますとか、合同会社、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、公益財団法人など、様々な形態があるかと思っておりますけれども、飯塚市としては、どういった形態が望ましいというふうに考えられているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まちづくり協議会が展開いたします活動につきましては多種多様でございますが、NPO法人をはじめ一般社団法人、非営利型一般社団法人などの法人の形態が考えられると現在のところ考えております。法人の形態につきましては、それぞれに目的を持って制度化されているため、地域のまちづくり協議会として、最適な法人形態を選ぼうとすると、一長一短ございますが、市の総合的な判断といたしましては、非営利型一般社団法人が適していると考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

いろいろな法人形態がありますけれども、今のところ市としては非営利型の一般社団法人というのが適しているんじゃないかろうかというふうに判断されているということですが、この法人形態が適しているというふうに判断されたその要因はどういった部分がございますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

非営利型一般社団法人は、NPO法人と異なりまして、事業活動に制約がなく、当然、収益活動も可能であることから、より拡張的に事業を広げていくことに適しております。また課税に関しましても、一般社団法人では全所得が課税対象となりますが、非営利型一般社団法人におきましては、収益事業から生じた所得のみが法人税の課税対象となる利点がございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

いろいろと聞かせていただきましたけれども、これからの飯塚市内の12地区の将来を考えた際に、その地域の核として、まちづくり協議会は本当に地域の自治を担える組織、行政と対等のパートナーになっていかなければならないと思いますし、なっていただきたいと思っています。そして、そうなるためには先ほど申し上げましたように、自主自立した組織になるということは、大変に重要なことでありますし、そのような組織になるためには、以前からお話ししておき、やはりまちづくり協議会を早期に法人化し、各交流センターの指定管理というのは受けていくべきだと思っています。もし、市から交流センターの指定管理を受託するという事になれば、大きな財源がまちづくり協議会に入ってくることとなりますけれども、一方で、やはり事務事業もかなり増えるかと思っております。そういった意味でも、やはりまちづくり協議会専属の事務局体制というのは必要になってくるかと思っておりますし、公平、公正、公開の理念というものも共有される必要があるかと思っております。また、管理運営も民主的に、適正にされていかなければならないと思います。その際に、まちづくり協議会の組織の規程や規約といったものをしっかりと整備しておく必要が出てくるかと思っておりますけれども、市はその点につきましてはどのように考えられていますでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますとおり、まちづくり協議会が交流センターの指定管理を行う上におきましては、給与規程や事務取扱規程など様々な規程や規約が必要になると考えております。本市と

しまして、規程の素案などを作成いたしまして、まちづくり協議会の方々と一緒に、地域の特色を生かしたものをつくり上げる作業を協働して実施していく予定といたしております。また適宜、必要となる支援を実施していきながら、自主自立した組織となるよう、また、まちづくり協議会の設立目的でもあります協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナーとなれるよう、協働してまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

かなり具体的な答弁いただきまして、スケジュール感でありますとか、こういった形で進めていくという部分が、かなり明確になりました。ありがとうございます。

最後、要望で終わらせていただきます。先ほどから申し上げておりますとおり、組織として自主自立するには、どうしても独自の財源というのも必要になってくるのではなかろうかと思いますが、資金が集まるほど、その運営というのは、やはり公平であること、公開されていること、民主的であることなどが求められると思います。その際の判断のよりどころとなるものが、先ほど申し上げました規程であったり、規約などになってくるかと思っておりますので、その点、重ねてしっかりと検討をお願いいたします。また、それぞれのまちづくり協議会が、本当の意味で自主自立していくには、できれば、補助金頼みにならない、主体的・自主的な財源を持つということが必要ではなかろうかというふうにも考えます。その財源の一つの基盤をつくるという意味で、例えばですけど、市の所有する土地でありますとか、建物などを、まちづくり協議会に無償で貸与して、そういった財産を基に、各まちづくり協議会の独自の財産をつくれるような、そういった取っかかりにするというふうなことも、ひとつ検討していただけないかというふうに思います。そういった部分がありましたら、やはりそれぞれ12地区のまちづくり協議会が、それぞれ創意工夫をして、独自の財源を生み出そうと努力される可能性もありますので、ぜひともそういった部分を含めまして、検討いただきたいと思います。以上、要望で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。16番 土居幸則議員に発言を許します。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

事前通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、今回3点、1点目が「飯塚霊園について」、2点目が「河川の維持管理について」、そして3点目が「生活道路の安全管理について」です。

まず、「飯塚霊園について」ですが、ここは公営の公園墓地で、飯塚市北部、笠置山の麓に位置する自然豊かな霊園です。特徴としては檀家になる必要がなく、眺めもよくて、車でアクセスにも恵まれている点など、終活を考える上では好条件だと思います。私のご先祖様のお墓は山の中腹にあり、水道もないため、お盆と暮れの年2回のお墓掃除は軽トラックにバケツとポリタンクを5つ、それに草刈り機を積んでの重労働です。それに比べ、飯塚霊園は環境に恵まれたすばらしい公園墓地だと思います。お盆やお彼岸になると、お子さん連れのご家族や、高齢者の方

など、ゆかりのある方々がそれぞれお越しになられているようです。しかしながら、使用者の方の中には高齢者も多く、様々な思いがあるようです。

まず最初に、霊園敷地内の外部公衆トイレですが、広い敷地内に適切に設けられていると思います。ただ、建物自体が古く、大分老朽化も進んでいるようです。敷地内には外部公衆トイレが2か所あると思いますが、いずれもくみ取式で、便器は男性の小便器以外は全て和式便器であり、いわゆるぽっとな便所です。我々より上の世代の方は御存じかと思いますが、若い方や子どもさんたちでは知らない上に、使い方も分からず、穴を見て怖がる子どもさんたちもいるようです。また、高齢者の方々には、足腰、膝を悪くされてある方も多く、かがんで使うことに大きな負担を感じられておられます。こういった利用者からの不満の声も耳にしますが、本市として、この外部公衆トイレについてはどのようにお考えか、お示してください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

飯塚霊園の外部公衆トイレにつきましては、管理業務委託にてトイレの清掃等を行っており、その中で、便器の破損や水漏れ等について把握し、異常が見つければ修繕等の対応を行っているところです。

質問議員が言われます、和式便器の改修につきましては、今後、利用状況等を踏まえて、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に更新していきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは、続きまして、飯塚霊園には管理棟があると思います。こちらはお墓参りに来られた方が休憩をとられ、ゆっくりとご先祖様のことについて思いを巡らせ、昔話に花を咲かせ、命の尊さについて深く考えさせていただける場かと思えます。そういった意味では、この施設は利用者にとって快適かつ有意義にお使いいただけることが大切かと思えます。

そこで、この管理棟内のトイレについてですが、こちらは簡易水洗にはなっていますが、便器は共に和式便器であります。こちらのトイレについても、先ほどと同様のご意見がございますが、市としてどんなふうにお考えか、お示してください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

飯塚霊園の管理棟は昭和52年12月28日に建築されております。管理棟のトイレにつきましても、建築後47年が経過していることから、先ほど答弁しました外部公衆トイレと同様に、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に更新していきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

その管理棟についてですが、管理棟の入り口は正面と横にあり、どちらも階段を上がるようになっています。階段を上がることは、高齢者や足腰の不自由な方にとっては大変なご負担となります。ここに手すりやスロープ等があれば少しは負担が軽くなるのですが、現状では手すりなどが設置されておりません。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われますように、現在、管理棟への入り口2か所の階段には手すりやスロープは設置されておりませんが、先ほどの管理棟のトイレと同様に、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に更新していきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

霊園内の墓地のそれぞれの区画には、蛇口、水栓が設置されていました。これはお墓参りの際、お掃除をするのにすごく便利で助かります。しかしながら、私が伺った際には、その蛇口から水が出ない、使えないとの声をお伺いしました。市は把握されていますでしょうか。また、そのような設備の維持管理体制はどのようになっているのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われますように、昨年度、霊園内の蛇口から水が出ないという事態が発生しております。原因について調査したところ、井戸水のポンプの故障であることが判明し、応急的な対策としまして、管理業務委託において、1日数回、200リットルタンクに水を入れ小型ポンプにより高架水槽に給水しておりましたが、給水が使用量に追いつかない際には水が出ない状況となっておりました。令和5年5月にポンプの交換を行い、現在は解消しております。このような設備の維持管理につきましても、さきに答弁しました管理業務委託の中で異常箇所を発見し、軽微な修繕であれば、この管理業務委託の中で対応処置を行います。今回の井戸水のポンプの故障のような軽微でない場合には、別途対応が必要となります。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

飯塚霊園を含む笠城ダム公園についてですが、公園内にも公衆トイレがありますが、児童広場、グラウンド横にある箇所ですが、ここについては、簡易水洗トイレへの改修が終わっているようですが、そのほかについては以前のままのようです。今後の改修予定についてお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

飯塚霊園を含む笠城ダム公園は都市公園であり、市内には62か所の都市公園がございます。市内にある都市公園では、今後の老朽化に対する安全対策の強化並びに改築・更新費用の平準化を図る観点から、既存ストックの計画的な改築及び更新を行うため、令和2年度に飯塚市公園施設長寿命化計画を策定しております。笠城ダム公園のトイレの改修を含めまして、飯塚市公園施設長寿命化計画に基づきほかの都市公園と調整しながら計画的な改修に努めてまいります。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

飯塚市公園施設長寿命化計画に基づいてということでご対応いただけるとのことで、安心しました。ただ、62か所の都市公園が点在するとのことですので、要望はたくさんあっても、それぞれに優先順位があることですので、「うちはまだか」とご意見もあるかと思えます。できれば、整備計画書のようなものを出していただけると、待たされる方も計画が可視化できるので、ご理解とご協力をいただけるかと思えますので、その辺りもご検討よろしくお願ひします。

続きまして、進入路についてです。笠城ダム公園入り口の前面道路、ここは飯塚福間線と呼ば

れるそうですが、こちらは片側2車線の道路で、スピード違反の取締りが実施されるくらいスピード超過の車両が通行しております。「信号がなくて危険だ」という利用者の声もあります。見通しがよいのでそれほど危険でもないように思われがちですが、公園から出る際、左折、力丸方面へ行くにはさほど問題はないようなのですが、右折をし飯塚方面に曲がる際は、手前の車線を越えていくため判断がしにくく難しいとのことでした。少数意見かもしれませんが、現在は高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違い等もありますので、いつ、誰が事故の加害者や被害者になってもおかしくない時代です。交通事故防止の観点からも、信号機の設置の要望がございますが、市としてご対応をお願いしたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われます道路は県道であることから、福岡県の管理となり、信号機の設置者は県の公安委員会となります。市としましては、公園利用者の声をお聞きし、現状を把握しながら、必要に応じて関係機関へ要望等を行っていきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは次に、「河川の維持管理について」、お尋ねします。梅雨に入り大雨や台風により河川の増水が想定される中、遠賀川の河川堤防等の除草や整備は、具体的にどのように実施されているのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

遠賀川の河川堤防等の整備につきましては、基本的に国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所が行いますが、飯塚第一中学校前の河川敷や駐車広場をはじめ、上流側は徳前大橋付近、下流側は鯉田井堰付近までの約33.47ヘクタールにつきましては、飯塚市が市民広場として占用しております。この市民広場につきましては、飯塚市で維持管理を行っており、河川敷の草刈りにつきましては、会計年度任用職員により実施しているところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

市が占用している市民広場以外の場所は、遠賀川河川事務所が管理をしているという事は分かりました。それでは、遠賀川河川事務所が管理されている、例えば穂波川の河川堤防等に雑木等がかなりの大きさになっている場合などは、どのように対応されるのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

質問議員が言われます穂波川の河川堤防等の雑木等の対応は、基本的に遠賀川河川事務所になりますが、市民から飯塚市にそのような通報などが寄せられた場合には、遠賀川河川事務所へ連絡を行い、処理の調整を行いたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

穂波川河川敷にある秋松運動広場の件につきましては、協働環境の所管になりますので、ここ

では割愛させていただきます。

それでは次に、河川敷の利活用についてお尋ねします。近隣の直方市では、河川敷をオートキャンプ場として運営しています。また、飯塚第一中学校前やその近辺の河川敷は、駐車場やスケボーパークとして活用されています。今後の河川敷の利活用について、本市の考え方があればお示しください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現在、遠賀川の河川敷においては、市街地への来客用として多くの方々に利用されております。駐車場が8か所ございます。また、中之島でのコスモスの植付けをはじめ、健幸ウォーク、JRウォーク、花火大会、飯塚病院前のバーベキュー、コスモスコモン前のスケートボード場などに活用されております。

河川敷の今後の利活用につきましては、中流域となる本市と下流域の市町では水流や水位上昇の程度が異なることや、必要となる施設整備及び河川環境への影響など、様々な課題整理が必要となっていますことから、本市では新たな整備計画はございませんが、遠賀川河川事務所とも連携しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは続きまして、「生活道路の交通安全対策について」、お尋ねします。住宅地内の道路では、朝の通勤・通学の歩行者、自転車、車両が行き交っておりますが、歩道やグリーンベルトがあるところであれば、歩行者等の安全は確保されると思っておりますが、これらが無い道路についての安全対策はどのようになっているのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の歩道やグリーンベルトがない道路における安全対策についてですが、まず、歩道やグリーンベルトの設置につきましては、現道が設置できている状況であるかどうか、例えば歩道であれば、歩道が設置できる道路幅員が確保できるか、幅員が確保できない場合には、新たな用地の確保が可能かなど、様々な条件がございます。また、グリーンベルトの設置につきましては、路肩の幅員が連続的に確保することが可能かなど条件がございます。これらの条件を満たすことができず、歩道やグリーンベルトが設置されていない道路につきましては、地元自治会などと協議しながら、通行車両に注意を促すための路面標示を施したり、安全確認が必要な交差点では、カーブミラーを設置するなどの安全対策を行っております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

では次に、歩行者等の安全対策の一つとして、ゾーン30プラスという施策があるかと思えます。このゾーン30プラスとはどのようなものか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

ゾーン30プラスについてお答えいたします。平成23年度より、生活道路における交通安全対策の一つとして、警察による最高速度30キロの区域規制であるゾーン30という施策が実施

されてきました。お尋ねのゾーン30プラスは、警察と道路管理者が連携し、最高速度30キロの区域規制と物理的デバイスとの組合せにより、交通安全の向上を図り、生活道路における安全・安心な通行空間を整備する施策となります。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

今答弁のありましたゾーン30プラスにおける物理的デバイスとは、どのようなものなのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

ゾーン30プラス施策における物理的デバイスについて、代表的なものをご紹介します。まず、道路の一部を隆起させ車両を一時的に押し上げ、速度を抑制させるハンプがあります。これは30キロ以上のスピードで走行する車両の運転者に不快感を与える構造物であり、車両の速度を抑制するものでございます。

次に、スムーズ横断歩道というものがあります。これは、先ほどのハンプと横断歩道を組み合わせたもので、自動車が横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等へ道を譲る確率を向上させるための対策となります。

次に、狭さくや路肩カラー舗装というものがございます。狭さくは、ボラード等を道路に設置することにより道路の一部を狭さくするもので、これらも車両の走行速度を抑制するための対策となります。路肩カラー舗装につきましては、自転車や歩行者の空間を優先して確保するための対策となります。今説明したほかにも、道路形状をクランク型やスラローム型に改良するなど、車両の走行速度を抑制するための様々な対策がございます。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

ゾーン30プラスの内容はよく分かりました。それでは、本市でのゾーン30プラスの整備状況と、今後の予定についてお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市におきましては、立岩・新飯塚地区をはじめ、ゾーン30の整備地区はございますが、お尋ねのゾーン30プラスの整備地区は設定しておりません。ゾーン30プラスの整備につきましては、交通事故の発生状況や地域の関係者及び教育委員会からの要望を受けて、道路管理者と警察が連携し整備計画を検討作成した後、計画に基づき整備を実施していく事業となっております。本市では、現在のところ、ゾーン30により一定の効果が発揮されていることから、ゾーン30プラスの整備計画策定の予定はございませんが、今後、地域の関係者や教育委員会からの要望をいただいた際には、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

今、ご答弁があったように、ゾーン30で一定の効果が発揮されているとのことですが、それは既にその設定をかけたところのみで、今では市内各地で宅地造成がなされ、どんどん家が建てられているという現状があります。PTAの危険箇所点検等からの要望もあるかと思えます。ま

た、宅地のエリア全体をゾーン30にすると、エリアにお住みの方々ご自身の利便性を損なうという弊害もあるかと思えます。そういった意味から、何らかの手を打つ箇所は、毎年変化していると考えております。それから、そのような危険箇所、整備が必要と思われる道路については、歩行者やドライバーの方が感じても我慢することも多く、実態というのはなかなか行政には届きにくいと感じております。誰に言うべきなのか、どこに話をすべきか、一般の市民の方々にとっては分かりにくいし、面倒くさいと思えます。結局は事故や事件が起こってから事後対応が多いですので、警察や地域頼みに偏らず、職員の皆様方も、外回りの車両も毎日数多く見かけますので、気をつけていただければと思います。

それから、ゾーン30プラスにおける物理的デバイスについてですが、現場の状況等によりすぐに改善できないことのほうが多いかと思えます。ハンプの場合だと、道路自体の改修が必要となり、時間と費用がかかります。それに対して、ハンプだと、現状に対して備品を取り付けるという程度ですので、対応も迅速だと思います。もちろん、現状でも交差点にソフトポールを設置して、横断者の安全を確保するご対応もいただいております。これも先ほどの質問と同じように、優先順位がありますが、ご対応いただきますよう強く要望させていただきますので、ご検討のほどよろしくお願ひします。

それでは、続いて交通安全対策への警察との連携についてお尋ねします。情報の共有化、地域巡回の実施状況についてお尋ねします。

○副議長(兼本芳雄)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

交通安全に関しましての啓発につきましては、四半期ごとの交通安全県民運動の期間を含め、飯塚警察署や飯塚地区交通安全協会が主催する交通安全出発式や市内の商業施設などでの啓発活動について、連携した活動を行っております。併せて、春と秋の交通安全県民運動の際には、市内の各所で、各地区PTAや自治会、また自主防犯組織等と連携して、早朝街頭指導や広報車による広報啓発を行っております。

また、地域巡回につきまして、飯塚警察署におかれましては、毎日のパトカーによる地域巡回のほか、交番勤務に従事されておられる方については、通勤、通学時などに、交番付近の交差点などで交通指導を行っているとの報告を受けております。

○副議長(兼本芳雄)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

では、続きまして、自転車のヘルメット着用義務化の現状についてお尋ねします。私たちの生活において重要な移動手段の一つとして活躍している自転車ですが、2023年4月1日からヘルメットの着用が義務づけられました。道路交通法の改正により、正式にヘルメットの義務化が定められたのですが、まだまだ自転車を利用する際のヘルメット着用率は低いように思われますが、道路交通法は法律の一種であるため、前提として法令を遵守しなければなりません。しかし、自転車のヘルメット着用については努力義務とされています。努力義務には強制力や拘束力はなく、あくまでその人の努力に委ねられています。つまり、自転車に乗る際に、ヘルメットを着用していないからといって、罰金や懲役などの刑罰があるわけではないのです。現時点でヘルメット着用の義務に反しても罰則はありませんが、将来的に罰則が導入される可能性は大いにあります。なぜなら、過去の事例として、罰則がなかった道路交通法でも、法の整備とともに罰則が設けられてきたからです。今でこそ、原動機付自転車と呼ばれる原付バイクはヘルメットの着用が当たり前ですが、昔は罰則のない努力義務に留まっていました。努力義務となった年から約10年後に、現在の罰則付きの法律へと変わりました。しかしながら、現在ではヘルメットの着

用により髪型が崩れたり、また、着用しにくい雰囲気があったり、そして罰則がないからなど、いろいろな事情が挙げられます。しかしながら、安全性を考えると必然になってくるかと思えます。そこで、ヘルメット着用の普及状況についてお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自転車のヘルメットの着用状況につきましては、飯塚警察署に確認を行いましたところ、令和5年4月から努力義務になったことで、ビジネスマンや主婦の着用が多くなった印象は感じられるが、着用率は1割程度と思われるとのことをお伺いしております。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは、自転車の交通事故の現状、件数や時間帯、場所、世代等についてですが、通勤、通学、そして買物など、老若男女を問わず利用者がおられ、その状況は地方よりも都心といった町なかのほうが多いように感じますが、自動車、歩行者、そして自転車といった異なる移動手段が交錯する道路上では、接触といった軽微なものから、転倒に至るような事故などの危険性がございしますが、事故の現状についてお尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

これにつきましても福岡県警が公表しております資料によりますと、令和5年5月末現在のデータで、自転車による交通事故の発生件数は県内で294件、時間帯といたしましては、午前8時から10時が最多であり、全体の2割を占めている模様です。また、事故発生の場所につきましては、歩道上における自転車対歩行者の事故が6割を占めており、世代につきましては、10代が全体の3割を占めているといったことになっているそうです。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

続きまして、中学校での着用は、私が当時中学校に入学したときから、その指導が徹底されていましたが、考えますと今から45年くらい前ということです。当時と今とでは、交通量や状況もかなり違うと思いますが、よくぞ導入されたと今さらながら関係各位の皆様方に感謝申し上げます。おかげさまで、事故に遭うこともなく、また乗車時の安全が確保されました。今でも中学生の着用はよく目にしますが、高校生や学生等の着用はほとんど見かけませんが、啓蒙活動については何かなされているのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

高校や大学における啓発活動については、本市のほうで把握はいたしておりません。飯塚警察署におきましては、市内の5つの高校につきまして、教頭先生等への要請を行っているそうです。また、市内の大学については、入学時のオリエンテーションに警察署が出向き、飲酒運転や自転車のヘルメット着用について、学生への説明を行っているとのことでございます。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

公務員の皆さんや我々議員は公人としてお手本となるべきと思われる向きが多いように感じます。私ごとですが、先日、今年再開される飯塚山笠の警備についての会議に参加させていただきました。その際に、自転車を使つての警備活動については、乗車時のヘルメット着用についてどうすべきかとの質問が上がっておりました。努力義務ですので、本人の考えに任せるという意見や、安全指導を促す立場から、着用を支持するといった考え等がございましたが、その点については、どのようにお考えなのか、お示してください。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和3年5月28日に閣議決定されました第2次自転車活用推進計画においては、自転車の交通ルールの遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対し、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底することとなされており、これに基づき、国、県からの通知も含め、本市におきましては、本年4月に市職員への周知を行ったところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

ルールや規則は、我々がお互いに生活、行動する上で、円滑かつ快適になるよう定められた必要不可欠なものだと思いますが、努力義務についても、自分自身と他者への思いやり、気遣いを前提に判断されることが、本市が目指す協働のまちづくりだと思います。

ちなみに、協働のまちづくりとは、暮らしやすさ・地域の活性化・地域課題の解決を目指し、市民と行政が役割を分担して互いに連携・協力しあいながら、それぞれの地域の歴史や文化、自然などの特性や地域資源を生かした活動などに取り組むこととすることですので、今後も議会と行政の皆さんと一緒に頑張りたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。13番 田中裕二議員に発言を許します。13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

質問通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、「本市独自の子育て世代の負担軽減について」及び「AEDの推進について」、以上2点について質問をいたします。

初めに、「本市独自の子育て世代の負担軽減について」でございますが、政府は、異次元の少子化対策を掲げました。異次元の少子化対策とは、2023年、今年1月に岸田総理が年頭会見で検討を表明した子育て・少子化対策のことで、少子化問題は待ったなしの課題であり、子ども政策を具体的に取りまとめた上で、6月の骨太方針までに、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えを示したものであります。そこで政府は、こども未来戦略会議を設置し、今後3年間を集中取組期間と位置づけた加速化プランを提示しました。このプランは経済的支援の強化と若い世代の所得向上、子育て世帯への支援拡充、共働き・子育ての推進、社会全体の意

識改革という4つの柱で構成をされております。

特に注目されるのは、経済的支援の強化で、児童手当の所得制限の撤廃や、高校卒業までの支給期間の延長、第3子以降には支給額を3万円に倍増すること等が盛り込まれております。6月13日に異次元の少子化対策の具体的な中身となるこども未来戦略方針を正式に決定いたしました。3月に発表したたたき台では、2022年に生まれた子どもの数が80万人を下回り、過去最少を更新したことを踏まえて、2030年までを少子化対策のラストチャンスと位置づけいたしました。そして2024年度から3年間に集中して取り組む政策を、子ども・子育て支援加速化プランとして推進するとしております。

飯塚市におきましても、様々な少子化対策を実施されておりますが、そこでまずお尋ねいたします。今年度新たに始めた飯塚市の独自の施策はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

子育て世帯に対します負担軽減策は様々行っておりますけれども、本年度より行っている事業では、まず経済的支援といたしまして、本市の未来を担う人財である子どもたちを養育している世帯の経済的負担の軽減を目的といたしまして、出費がかさむ小学校、中学校の入学時に1児童当たり5万円のお祝い金を支給しております。また、養育中のお子様がたくさんおられる多子の子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、第3子以降のお子様を出産された世帯に対して、お子様1人当たり10万円の応援金を、国の事業である妊産婦伴走型支援の応援金に上乗せして支給しております。また、出産後の間もない時期、精神的に不安定になることも多い産婦に対して、本年度より産後2週間と1か月に無料で健康診査を受診できる体制を整えたところでございます。そのほか経済的支援ではございませんけれども、妊娠中や出産後のつわりや体調不良のときなどに家事や育児の支援を行う産前・産後生活支援事業や、保護者の仕事、冠婚葬祭、病気などで日曜や祝日に家庭で見ることができない小学1年生から6年生までの児童を預かる休日等子育て支援事業などを子育て負担の軽減策として、飯塚市独自で実施しております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

確認をいたしますが、小学校、中学校の入学時に1児童当たり5万円のお祝い金の支給、第3子以降のお子様を出産された世帯に対して、お子様1人当たり10万円の応援金を国が始めた妊産婦伴走型支援の応援金に上乗せして支給すると、このようにございましたが、これは対象者の方全員に支給されるのか。所得制限などでいただけない方もあるのか、この辺りはどうなのか。また、併せまして、どのような形で支給されるのか。さらに、この事業は単年度事業なのか、それとも来年度以降も継続して実施される事業なのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

未来の地域人財応援事業ですけれども、所得制限は設けずに対象者全員に支給いたします。次に、支給方法でございますけれども、入学時のお祝い金については、小中学校に入学したお子様を持つ保護者全員に申請書を送付しており、現在、申請書を提出された世帯に順次振り込みをいたしております。併せて、第3子以降のお子様を対象とした出産の応援金につきましては、赤ちゃんすくすく元気訪問の際に対象となるご家庭に妊産婦伴走型支援の応援金とともに申請をいただき、一緒に交付をしております。また、当該事業ですけれども、さきの3月議会でもお答えしておりましたが、国の子育て世帯への財政的支援の拡充動向や本市の財政状況等を考慮しな

がらとはなりませんけれども、「産み育てやすいまち飯塚」の実現のために、複数年での継続を視野に事業実施をしてみたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

本市の財政状況を考慮しながら、複数年での継続を視野に事業を実施してみたいと考えているという答弁でございますが、財政的に厳しくなったからといってやめますといったことがないように、恒久的な実施をお願いいたします。小学校に入学する際には、ランドセル等もそろえなくてははいけませんし、ランドセルは、今は8万円ぐらいするんですね。ですから、その経済的負担を少しでも軽くしていただくためにも、恒久的な制度としていただきますようお願いいたします。

次に、子ども医療費についてお尋ねいたします。飯塚市の子ども医療費の概要について、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

子どもの医療につきましては、飯塚市内にお住まいの18歳到達の年度末までの子どもに対し、健康保険が適用される医療費の一部負担金から、自己負担額を除いた医療費を助成する制度になっております。入院につきましては、小学校就学前までは自己負担なし、小学校1年生から18歳到達の年度末までが1日500円、月に7日上限としております。また、通院につきましては、小学校就学前までは自己負担なし、小学校1年生から中学校3年生までは、1月1200円上限とし、16歳到達の年度初めから18歳到達の年度末までは、助成対象外となっております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

子ども医療費制度については、飯塚市と嘉麻市、桂川町は、自己負担分について違いがあると思いますが、どのような違いがあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、嘉麻市につきましては、入院、通院ともに、小学校1年生から18歳到達の年度末まで自己負担なしとなっております。次に、桂川町につきましては、入院は本市と同様であり、通院につきましては、小学校1年生から中学校3年生までが、本市が月1200円の上限に対し、桂川町は月600円の上限となっております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

以前、乳幼児医療費と言っていた時代だと思っておりますが、飯塚市、嘉麻市、桂川町の子ども医療費は、同一の制度だったと記憶しておりますが、どのような理由で、現在のようにばらばらの制度になったのか、分かる範囲で結構でございますので、教えていただければと思います。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

平成26年までは2市1町は同一の制度でございました。しかしながら、平成28年1月に嘉麻市が中学生まで無料にすることによって、同一の制度ではなくなっております。その後、本市が平成28年度に県に合わせる形で、自己負担額を600円から1200円に変更し、さらに嘉麻市が高校生まで拡大し、入院、通院ともに令和5年1月から無料としております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

嘉麻市が独自に拡大した、そのときに同一の制度にしようという考えはなかったのか、この点はいかがでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

その当時の判断としては、なかったものと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

さらっと言われておりますけれども、これは具体的にはこういうことになるんですよ。飯塚市に住んでいらっしゃる小中学生の子どもさんが通院で病院にかかったとき、1200円要るんです。嘉麻市の小中学生が飯塚市の病院に通院でかかったときには無料。中学生以上16歳から18歳までのお子さんは、飯塚市では通院に関しては、この制度適用外になりますので、例えば、3割負担とか、そういう形で支払いをしなくてははいけない。ところが、嘉麻市は18歳までこの制度を適用しておりますから、無料。こういうことになるんだと思うんですが、そういう考えで、私の今の考え方でよろしいでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

そのとおりだと思います。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

そのとおりということでございますが、飯塚市に住んでいて、飯塚市の小中学生が自己負担がある。嘉麻市の方が、飯塚市の病院にかかっても自己負担がないということは、これは本当におかしなことだと思います。飯塚市、嘉麻市、桂川町は嘉飯圏域定住自立圏を構成し、様々な連携を行っていると思いますが、子ども医療費についても同じ施策を展開すべきだと思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

質問議員が言われますように同じ圏域ではございますので、同等の施策であることが望ましいとは考えますが、各自治体の財源等の問題もありますことから、現状としては、そのようになっていないというところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

財源等の問題もあることから、現状としてはという答弁でございますが、仮に飯塚市が嘉麻市と同様の制度にすると、どのくらいの予算が必要になるのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和3年度の実績から試算をいたしますと、約1億3千万円が必要となっております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

1億3千万円が必要になってくるということでございますが、現在、国で異次元の少子化対策について議論がっております。先日6月13日に、先ほど言いましたように、こども未来戦略方針案が示されておりますが、この中では子ども医療費には触れられていないのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

触れられていないのかということですが、確かに、子ども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止すると記載があります。しかしながら今後、本戦略方針の具体化を進め、年末までに戦略を作成するとなっておりますので、今後、こども未来戦略方針の動向を注視していきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

先ほど述べましたように、飯塚市、嘉麻市、桂川町は嘉飯圏域定住自立圏を構成しておりますので、子ども医療費に関しましても、同一の制度にさせていただきますよう検討をお願いいたします。お分かりだと思いますが、同一にするからといって飯塚市に合わせるのではなく、嘉麻市に合わせていただくような検討をお願いいたします。

次に、小児歯科矯正について、お尋ねいたします。子どもの歯科検診はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

就学前でございますと、1歳6か月児健診、3歳児健診の際に歯科検診の項目がございます。

○副議長（兼本芳雄）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

就学後になりますと、小学校、中学校それぞれにおいて、毎年6月末までに歯科検診が行われております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

それでは、検診を受けたお子さんのうち、上下の歯がかみ合わない、いわゆる不正咬合と言われる子どもさんは、本市にどれくらいいらっしゃるのか、把握ができておりますでしょうか。また、歯を矯正する際の治療費は、保険適用となっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

乳幼児健診の際に把握している数値になりますけれども、1歳6か月児健診で咬合異常と診断を受けたお子様は、令和4年度で、対象児907名に対して62名、14.6%、3歳児健診では、対象児992名に対しまして89名の11.1%となっております。

○副議長（兼本芳雄）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校での歯科検診結果につきましては、所見がある場合において、各保護者のほうへ通知されますけれども、該当者の数は把握はしておりません。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

飯塚市健康づくり計画を策定する際のアンケートにおきまして、歯磨きの回数・時間、また、歯科検診の受診についての設問はございますが、不正咬合というくくりでの調査項目はございませんでしたので、把握はいたしておりません。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

私のほうから治療費の件についてでございます。厚生労働大臣が定める疾患等での治療に必要な矯正歯科治療のみ、保険適用となっておりますが、不正咬合を治療する矯正は保険適用外となっております。なお保険適用となっている部分で、就学前の子どもの歯科診療に対しては、子ども医療支給制度により自己負担なしとなっております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

先ほど福祉部次長のご答弁の中で、乳幼児健診の際、1歳6か月児健診で対象者907人に対して62人の方とおっしゃいました。計算しましたら14.6%ではなくて6.8%ですね。

すみません、質問に戻ります。今のご答弁の中で厚生労働大臣が定める疾患等での治療に必要な矯正歯科治療のみ保険適用となっていると、このようなご答弁でございますが、具体的にはどのような疾患なのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、厚生労働大臣が定める疾患としましては、筋ジストロフィー、ダウン症候群、脊髄性筋萎縮症、顔面裂など61種類ございます。そのほかに、前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全に起因した咬合異常に対する矯正歯科治療、顎変形症の手術前後の矯正歯科治療が保険適用の対象となっております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

先ほど乳幼児健診の際に不正咬合と診断された数はちょっと訂正しまして、6.8%から11.1%ということでございますが、そのほかは把握されていないということですが、学校保健統

計、これは文部科学省によると、児童生徒の不正咬合は疫学的には約5%の子どもさんが該当し、この時期は歯並びを整える矯正というよりは、成長・発育を阻害する因子を取り除くことを目的とした対応が、重要だと言われております。口腔機能を維持・増進させることは、QOL、クオリティーオブライフ、生活の質の向上につながり、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果があるとされ、医療費の抑制にも寄与することが8020運動等により実証をされております。小児期の単純な咬合異常が、発育機能のずれとして全身状態に大きな影響をもたらすこともあり、保健医療を必要とする機会が多いと思われまふ。不正咬合の治療費は実費となるため、負担が大きくなります。高額な場合は100万円ほどかかるそうでありまふ。この不正咬合と診断された保護者の方は、ローンがありますよとか、積立てをしておいてくださいなどと言われるようでありまふ。そこでこれらのお子さんの歯の矯正にかかる治療代の助成ができないのか、全国的にこういった助成をしている自治体はないのか、インターネット等で調べても見当たりませんでした。恐らく助成をしている自治体はないのではないかと思います。そこで、市長ぜひ、飯塚市が全国に先駆けて、1番にこの助成制度をされてみたらどうかと思ひまふが、いかがでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま質問議員からご指摘をいただく中で、不正咬合、こんなにもたくさんのお子さんがそのような状況になっているというのを聞いて正直驚いておりまふ。また、人々の生活が多種多様化する中で、この歯科矯正につきましては、最近詐欺まがいのような事件等もありまふして、非常に高額な金額が必要になってくるというところも自覚はいたしておるところでありまふ。この不正咬合、かみ合わせが悪いのが、お子さんの将来の発育に対して、私も何らかの影響があるのかなというふうな気もしまふし、保険適用になっていないのは、何でかなというふうな感じでは、今話を聞いておりましたが、しかしながら、現在このような公的医療保険の対象とならないような部分に、公金を支出することが適正なのかという議論もあるものと考えておりまふ。現時点におきまふても、本市は保険適用外の矯正の公金支出が正しいのかといった判断は持ち合わせておりまふせんので、今後、国の動向等を見ながら研究してまいりたいと考えておりまふ。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

ただいま副市長が、何で保険適用にならないのかなという答弁でございましたが、これは医療ではなくて美容の位置づけをされているということみたいですね。ただそれは、しかしながら、先ほども言ひましたようにお子さんの歯科矯正は美容ではなくて、私は医療だと、そう思っているんですね。今、副市長の答弁の中で、保険適用外の部分に公金の支出が正しいのかというご答弁がございましたが、そのような議論も私も承知をしておりますが、子どもが不正咬合により、虫歯や歯周病の危険性も高めますし、しっかりかめなため胃腸に負担がかかりやすく、体への影響にもつながります。虫歯や歯周病の治療には保険適用がありますが、その多くの原因である不正咬合の治療には、保険適用がなされていない、全く矛盾しているところのように思ひまふ。本来であれば、国が保険適用にすべきと思ひまふるので、地方から国に声をあげていただきたいと思ひまふ。要望をしていただきたいと思ひまふ。

保険適用になれば、高額医療制度がございまふるので、一般的には8万円程度で済みます。また、先ほど質問いたしました子ども医療費制度もございまふるので、小中学生であれば1200円で済みます。しかし保険適用がなされていないので、治療は全額負担になります。このようなお子さんをお持ちで矯正したくても、自己負担が大き過ぎて治療ができないご家庭への補助金は、保険適用外でも有用だと、このように思ひまふ。最適な時期の年齢、子どもの歯から大人の歯に生え

変わりが始まる6歳から7歳に始めるのが最適だと言われておりますが、その年齢のお子様を対象として、先ほど述べましたように、学校保健統計によりますと、児童生徒の不正咬合は疫学的には約5%の子どもさんが該当すると言われておりますので、大体この1年間で、さっきの答弁にありましたように1千人弱の方がいらっしゃいます。その1千人の方の5%だったら50人、先ほどの乳幼児健診のときに不正咬合が指摘をされた方、6.8%から11%と言われました。この6.8%から11%だとしても、60人から110人になります。例えば、上限を10万円と設定をしたならば、50人だったら500万円、6%から11%だったら、600万円から1100万円の財源でできるんです。このように上限を定めて、また財政的に厳しいようであれば、所得制限を設けてでも助成を実施していただきたいと、このように思います。

先ほど質問いたしました子ども医療費も、もともとは当時高かった乳幼児の死亡率の減少を目指して、1961年に岩手県のある自治体で設立した制度を起源として、これが全国的に広まってまいりました。このような小児歯科医療の助成制度を導入している自治体が、先ほど言いましたようにないようでありますので、ぜひ飯塚市が、先ほど言いましたように全国に先駆けて取り組んでいただければと、このように思っております。定住自立圏に関する取組で、嘉飯での広域的な取組について、国からの交付金をいただけると思っておりますので、そういった観点からからも、ぜひこの取組を検討していただけますよう切に要望して、この質問を終わります。

○副議長（兼本芳雄）

執行部より答弁を訂正したい旨の申出がっておりますので、これを許します。福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

先ほどの答弁の中で、議員のご指摘のとおり乳幼児健診の不正咬合異常のパーセントを間違っておりましたので訂正させていただきます。1歳6か月児健診で907名に対して62名、こちらが6.8%、議員がおっしゃるとおりで。申し訳ありません、3歳児健診のほうも間違っておりました。992名に対して89名、9.0%になりますので、すみません、おわびして訂正いたします。すみませんでした。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

次に、「AEDの推進について」、質問をいたします。質問通告と質問項目が若干前後しますが、よろしく願いいたします。

昨年9月議会でAEDの推進について質問をさせていただき、その際、幾つかの提案をさせていただきました。そのうち本年3月議会での本市の市役所本庁舎のエレベーター前の各フロアの案内板にAEDの設置表示がされていない、また設置台数について、確認をさせていただきました。2台設置している。1台は1階のフロア、もう一つは2階に置いてあると、このようなことでございました。案内板の設置表示に関しましては、3月末に行う予定であり、2階に設置しているAEDを中層階へ移送する検討もされると、このような答弁があってございましたが、現状ではどのように対応されたのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市役所本庁舎のAEDにつきましては、3月末に各フロアの全ての案内板に設置表示を行っております。また、2階に設置しておりましたAEDにつきましては、中層階である5階のエレベーター付近への移設を完了いたしております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

完了しておりますということで私も確認をさせていただきました。AEDの設置場所につきましては、表示板の提示と併せて、職員さんへの周知徹底を図ると、このようにお聞きしておりました。9月議会で質問した際に、1階のフロアに置いてあるのはほとんどの職員さんが御存じでしたけれど、2階にあるということを御存じない職員さんが非常に多かったです。これは徹底してくださいねということで、要望しておりましたが、この職員の方へは、今どのように周知されたのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

職員に対しましては、これまで1階と2階に設置しておりましたAEDについて、速やかに現場にAEDを届けることを目的として、2階のAEDを5階に移設したことについて、設置場所を示した平面図とともに周知を行っております。また併せまして、緊急時に直ちに救命措置が行えるよう、職員がAEDの設置場所を日頃から把握していくこと等が重要であることから、設置場所や連携の再確認を行っておるところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

昨年9月議会でも紹介をし、本市でも取り組んでいただくよう要望しておりました。その後の検討状況について、どうなっているのか、お尋ねいたします。まず、夜間でも事故等の発生が起きますので、夜間の対応についての質問に対し、心肺停止時はAEDと心臓マッサージを救急車の到着まで繰り返すことで、救命の可能性が高まることから、夜間にAEDを使用できることは非常に有効であるとの答弁がございました。その答弁を受けて、先進的な例として野外型収納ボックスを全小中学校に配備されている自治体もありますので、そのようなところも参考にいただき、早急な検討をお願いしますと、このように要望しておりましたが、検討状況について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

夜間でのAED活用の検討状況につきましては、現状では設置済みのAEDを活用することが望ましいと考えまして、公共施設等に設置しておりますAEDの夜間利用について検討はいたしました。しかしながら、屋外設置につきましては、屋内と違いまして、解決すべき課題がございます。主な課題といたしまして、まず天候の問題、また温度の問題、それから屋外設置でございますので盗難の問題等があり、屋外設置につきましては、現在見送っている状況でございます。その他の夜間利用の手法も検討いたしておりまして、具体的には高齢者等の入所施設には、AEDが設置されている施設が多く、市内各所に施設が開設されていることから、緊急時のAEDの貸出しに協力していただけるような協力体制がとれないか、現在検討を進めているところでございます。課題等もございますAEDの夜間利用につきましては、総合的な観点で判断していきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

今、部長のご答弁として、屋外設置の課題として3点挙げられました。天候の問題、温度の問題、盗難の問題、この3点でございますが私もそのことをどうなっているんだろうかなと、どう

いう取組をされているのかなというのが非常に気になりました。特に、屋外において、かぎをかけてしまえば使えませんが、かぎを空けた状態ですよね。盗難というのも十分考えられます。では先進的な自治体は、どのようにこれを行っているのかというのを、自分自身も知りたかったんですけど。ですから当然そのような問題もございますので、先進自治体にどういう取組をされているのか、このような危険性はないのかというのをお聞きになっていただきたいという思いで、前回質問をさせていただきました。お聞きになっていただけますかという答えを求めている、要望だけでしたので、聞いてもらっしやらないんでしょうね。ですから、聞いてくださいねというお答えをもらいたいと思いますが、聞いていただけますか。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が申されましたように、AEDの屋外設置につきまして、先進地と申しますか、埼玉県鶴ヶ島市や茨城県の龍ヶ崎市の屋外設置をいたしていることは把握をいたしておりますが、先ほどからあります天候、盗難等の課題の対応についてまで、現在のところ情報収集に至っておりませんので、早急に、今後については、課題等の整理も含めて、情報収集して、研究してまいりたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

よろしく申し上げます。次に、先進自治体では交付金や補助金を活用して、また事業者の協力を得て、24時間営業されているコンビニエンスストアにAEDを配備している先進的な取組をしている自治体もございます。このことも紹介いたしました。本市における検討状況をお尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

24時間営業をしておりますコンビニエンスストアは、施設としての認知性が高く、また24時間営業でもございますので、AEDを設置できれば、曜日や時間に関係なく利用できる有益な場所ではございますが、コンビニエンスストアにAED設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めないという点もございます。

また、設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるように講習等の訓練を行うことで、AEDを使用できる人材を増やしていくことも重要と考えております。こういう点も含めまして、慎重に判断していく必要があると考えております。また、コンビニエンスストア等への周知につきましては、店員の方、職員の方、アルバイト等交代も多く、1施設から複数人の対象で講習を受けてもらうことなどの課題等があることから、コンビニエンスストアにAEDを設置することにつきましては、先ほど同様、先進自治体の運用における課題について、整理して、どういう対応をしているのかについても、研究してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

コンビニエンスストア等への設置については、店員がアルバイト等で交代も多く、1施設から複数の対象で講習を受けてもらうなどの課題があるという答弁でございますが、逆に講習を受ける方を増やすことができるということもあります。今、ご答弁の中でコンビニエンスストアへの導入については、先進自治体の運用における課題についてどのように対応しているのかについて

も、研究してまいりますと、このようなご答弁がございました。先ほどの野外設置と同様に、実施している自治体にお聞きになり、検討をしていただけますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど来、課題等につきまして先進のところにお聞きしまして、まずは飯塚市に合うような形の部分でできるかという整理をいたしまして、検討を重ねてまいりたいと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

次に、女性に対し男性がAEDを使用する場合において、女性の胸部を降ろさせる必要があるため、救助するほう、特に男性が女性の方を救助する際に、遠慮したり周囲に配慮することで、救助に支障が出ることも想定されるので、その対策としてAEDボックスに三角巾を配備してはどうかと。これも9月議会で、先進事例を参考にしてくださいとお願いをしておりましたが、その後、この三角巾については、どのようにご検討いただいたのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員よりご要望いただいております女性を救助する場合の対策につきましては、検討はいたしましたが、実施までには至っておりません。本件につきましては、女性に対しまして、ちゅうちょせずAEDを使うことができるよう、女性の胸部を覆う布の配備についての実施に向けて、これも整理をさせていただきまして、前向きに検討をさせていただきます。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

三角巾の配備につきましては、三角巾をボックスに入れるだけでございます。その使い方の説明書も一緒に入れていただいておりますから、これはもうすぐにでもできることと思いますので、早急に検討して実施していただきたいと思います。どのように説明書きをしているのかということも先進自治体にお聞きになれば、すぐにお分かりになられると思いますので、ぜひとも早急に検討して、実施をしていただきますようお願いいたします。

コンビニエンスストアの配備と一部重複する内容になるかもしれませんが、未設置施設へのAEDの配備について取組等があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（兼本芳雄）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

現在、AEDの適切な管理等の実施につきましては、福岡県がAEDの設置者等に対しまして、日常点検や消耗品の管理、設置情報の登録・公開等の実施を呼びかけておりまして、本市におきましても市民の皆さんが安心して利用できるよう、公共施設等のAED設置一覧を公表いたしております。未設置施設への普及啓発活動につきましては、AEDにつきましては、設置義務が法律で定められていないため、企業や施設の安全配慮義務の観点から、設置をお願いするところがございます。従いまして、まずはAEDの有効性の周知が重要と考えておりますことから、周知活動の強化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

幾つかの提案をさせていただきましたが、それをすることによって効果がありましたかと聞いても、なかなかAEDその物を使う機会が少ないので、効果までは、そこまでは把握はできないかと思えますけれども、考えられること全ては、やはりやっていただきたいと、このように思います。考えられること、先ほども言いましたように、夜間のAEDの使用が可能になるような地域を増やして、未設置施設へのAEDの配備により、本市が目指す安全安心な生活を送ることにつながっていきますので、何遍も言いますように、先進自治体から対応をお聞きになり、早急な体制整備を要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（兼本芳雄）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月29日に一般質問をいたしたいと思えますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時28分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	江口 徹	15番	永末雄大
2番	兼本芳雄	16番	土居幸則
3番	深町善文	17番	吉松信之
4番	赤尾嘉則	18番	吉田健一
5番	光根正宣	19番	田中博文
6番	奥山亮一	20番	鯉川信二
7番	藤間隆太	21番	城丸秀高
8番	藤堂 彰	22番	秀村長利
9番	佐藤清和	23番	小幡俊之
10番	田中武春	24番	守光博正
11番	川上直喜	25番	上野伸五
12番	田中英美	26番	瀬戸 元
13番	田中裕二	27番	坂平末雄
14番	金子加代	28番	道祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

福祉部次長 林 利恵

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 臼井 耕治

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 中村 章

教育長 武井 政一

企業局次長 今仁 康

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大